

可設物快郵種三第百六廿月二年七十二治明

每月一回二十日發行

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 9. September. 1909.

VOL. XXII.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

九月二十日發行

明治四十二年

卷貳拾貳第

號九第

行發會協獄監

第貳拾貳卷第九號目次

○論 說……………(一頁) ○救護事業……………(四八頁)

○新法の監獄事業に及ぼしたる影響……………(一頁) ○出獄人保護成績……………(前橋監獄 上田定次郎)

○講 演……………(一三頁) ○下關保護院沿革……………(五三頁)

○寄 書……………(三一頁) ○疲勞に就て……………

○夏の教誨に一人の睡眠者を見せりしは何……………藤木法林

○夏の監獄に於ける所感……………大阪監獄 富松鐵研

○然諾……………奈良 老龜 道人

○米國監獄内容の一部……………日比谷 鐵理 居士

○京城雜俎……………安永 春雨

○統計……………(四〇頁) ○三池たより……………(六七頁)

○明治四十二年七月末日現在々監人員表……………

○明治四十二年七月末日現在々監人員監獄別表……………

○明治四十二年七月末日現在受刑者罪名表……………

○明治四十二年七月末日現在受刑者刑名表……………

監獄協會雜誌第貳拾貳卷第九號

論 說

○新法の監獄事業に及ぼしたる影響

七月二十九日 宇都宮監獄 安 松 虎 雄君

新法が監獄事業に及ぼしたる影響と云ふことに就て述べるは少くも同地方に三年位勤積して其地の風俗習慣人情を熟知した上でなくては新法施行後の状況と對照し判斷することは出来ぬ、假令判斷しても其は杜撰の議を免れまいと思ふ、それで斷定とか意見とか云はず唯新法施行後現はれたる事實を述ぶるに止めたいと思ふ、豫め御承知を願ふ、尙參考にもと思ふから少しく前任地山形縣と當地方との習俗に就て述べよう此れも日が浅いから委しい事は知らぬ

前任地と當地方の習俗 地方に依り風俗習慣人情と云ふものが異り随つて悪い事を悪い事と感せずしてすることもあり又悪い事には相違ないが深く咎むるに及ばぬ手短かに云へば有勝ちの事である位に寛容する、又古來習慣から行ひ來つた事で今日犯罪として問はれるものもあらう、前任地の山形にもそれがあつた、(一) 前任地の山形は一體に質朴である、囚人でも統御し易いと云ふのは假面を冠るのが少いからである、之に反して當地方は囚徒にも狡猾に立廻はる、假裝するのが多い、尤も栃木縣下の者はかなりならばそうでないかも知れぬが栃木分監の建築の爲めに諸方から移送を受けた囚徒もあるから戒

物盜	天台宗	二四	眞言宗	五六	禪宗	六九	淨土宗	二七	眞宗	二五	日蓮宗	一六	神道	一〇	時宗	三	雜信	二二	不詳	一〇七
強盜	一	一三	一九	〇	九	二	四	一	一	一	一	一	一	一	〇	三	三	三	三	五
賭博	三	二〇	二七	四	五	二	六	一	二	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	八
詐欺及恐嚇	一	一一	二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
横領	〇	一	二	〇	一	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
通貨偽造	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
關稅偽造	〇	二	二	一	二	一	二	一	二	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
文書有價證券偽造	二	七	一	二	一	二	一	二	一	二	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
印章偽造	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
偽證及誣告	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
姦淫	〇	三	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
傷害	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
殺害	五	三	九	二	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
嬰兒殺	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
公務妨害	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
放火	二	四	三	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
其他	一	七	四	二	一	〇	二	一	二	一	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	〇	〇	一
合計	四一	一三七	一六三	四一	七四	三二	二二	七	四五	一七三										

在監者に就て調査した宗旨は右の通りであるが大體縣下一般の状況を觀察するときには宗教心は皆無であると思ふ、之は確實な材料を以て證據立てるとは出來ぬが日常見聞する事實なり消息なりに徴し斯く評定することが出来る、市内に本願寺に屬する眞宗の寺院が三つあるが其一は廢滅

同儕見る影もない有様である之も宗教心の乏しいことを推測するに足る事實であると思ふ
 新法施行前後入監者の増減 當縣下の風習は右述べた通りであるから犯罪者も人口に比しては少くはない平均以上である併し新法施行前後の入監者に就て云へば減じて居る、試に明治四十一年十月即新法施行から本年六月までの入監人員と其前年同期間の入監人員と比較すると五十六人減じて居る、九ヶ月間の入監人員で僅々五十六人の減少は特筆大書すべき理由のある筈はないが入監者は新法施行後増加しないと斷言するに躊躇しない斯様に入監人員には大差なしであるが各入監者の犯罪に就て其増減を見ると疑問を生ぜざるを得ぬ、と云ふのは同期間に窃盜は五十八人減じ、賭博も七十二人減じ、贓物に關する罪は十一人減じて居るに拘らず詐欺は二十五人増し恐喝取財二十七人増し横領十五人増したことである、新法で横領罪は殖へたのであるが舊法時代の横領罪となるべき罪名を集めて比較したのである、窃盜や賭博が減つて詐欺や詐欺類似の犯罪者の入監の多いのは如何云ふ理由が判然し兼ねる、まさか窃盜や賭博に對する刑の量定が重いからと云ふので詐欺行爲の方に商賣替へをしたのであるまいが兎に角頗る怪しい増減を示して居る、九ヶ月の差であるから別段理由はないのか知らないのである尙一考して見よう

在監者の増加 右述べたように入監人員には大差ないに拘らず在監者は日々に増加する之は何に原因するのかと云へば申すまでもなく未決拘留中の滞獄日數の長いこと、刑期の長いこと、釋放者の少いこと此三つに外ならぬ、滞獄日數の長くなるのは裁判の進行が従前の如くに速かでないの其速かにならぬのは犯罪の内容が複雑なのでなく犯罪者の性格素行犯罪の原因動機等の調査が細密になつて來たので之に日數を要するのである、尙控訴する者の多くなるのは即ち滞獄日數の長くなるのである次に刑の量定が重くなつた其結果として入監者は増加せずとも滞獄者は増のである、刑期の量定

が長くなつた結果は勢ひ釋放者が減ずる、従前は刑期が短いから短期間に入出入する者が多かつたのが此節ではそれが少くなつた、一日平均釋放者が五人あつた處は三人とか二人とかに減つて在監者の數を減ずることが少くなつた、そこで漸次に停滯する在監者は殖へると云ふ譯である、如何に滯獄日數が長くなつたか、如何に刑期の量定が長くなつたか、隨つて釋放の數が如何に減じたかを見るに

滯獄日數は新法施行後は一人平均三十三日三分の二厘弱で舊法の時は十八日四分四厘強である故に平均十四日八分八厘増した勘定である、併し未決滯獄日數の一年とか二年とか云ふが如き長きに亘るのではない長くとも六ヶ月以内である、一ヶ月とか二ヶ月とかの短期のが多いのである、が兎に角平均滯獄日數は著しく増して居ることは疑ひない。此滯獄日數の長くなるのは素行調査等があつて裁判審理の手續が綿密になるのは是までの如く即決裁判杯が少くなつたのと控訴の多くなつたのが滯獄日數を増す一の原因隨つて在監者が増すと云ふ結果になる、それから控訴するときは更に第二審の裁判手續を續行するが爲めに日數を要する、地方裁判所の判決に對する控訴は控訴院に於て受理するので被告人も控訴院の所在地へ送るのであるから控訴院へ送つてから後の滯獄日數は當監では分らぬことが多いから其れが爲めに何程の日數が長くなつたと云ふことは云へぬから暫く省くが區裁判所の判決に對する控訴は當地方裁判所で判決するから滯獄日數が何程増して居るかを知ることが容易である普通少くも一ヶ月間位は控訴申立後言渡までに要する、長短一様でないけれども控訴の爲めに滯獄の長くなる、裁判手續が終結せぬ結果を見ることは明かである、今控訴人員が最近六月末までに幾人ありしかを調べるに昨年十月から本年六月までに地方裁判所の判決に對して三十人、區裁判所の判決に對して四十二人都合七十二人である、其前年同期の控訴人員は前者は十二人後者は十四人都合二十六人である、彼此比較すれば新法施行後は四十六人増加して居る即ち約三倍になつて居る

刑の量定の重くなつたことは事實が證明するので大分在監者等は恐慌を來して居る、併し何罪を問はず重くなつたのではない、重くなつた方は強く響くが輕くなつたには何人も餘り注意をせぬようである、重くなつたのは窃盜、詐欺又は恐喝取財、賭博の類で贓物に關する罪や森林窃盜にも重くなつては居るが窃盜や賭博や詐欺の如く著しき差異はない、輕くなつたのは公文書偽造とか放火とか故殺とか云ふ類であるが此類の犯罪は少い、窃盜や詐欺は多い上に刑期が長いから人の頭腦に響くのが甚しいのである又多數であるのに加へて長いから監獄に久しく停滯する即ち在監者が殖へると云ふ結果を見るのである、量刑の程度を觀るに窃盜は三倍、詐欺取財も三倍、賭博は四倍に當ると云ふように重くなつて居る森林窃盜や贓物に關する罪は舊來の二倍位に當る、輕い短い刑期の者の出入は多くなつて長期の者の入監が多いので殊に注意すべきは長期の者の入監は多くて出監は少いのである

釋少者の減少は之に原因するので平易に云へば入監者は減らず、釋放者は減る、監獄に停滯する者は漸々に溜るのである、新法施行後本年六月までの釋放者と其前年即明治四十年十月から四十一年六月までの釋放者を比較するに實に三百人餘の減少を示して居る、前年六月までの釋放者は六百六十九人であるに新法施行後本年六月までの釋放は三百五十五人である即ち其差が三百人餘になるそこで何罪が少いかと云へば前に述べた刑の量定の重くなつた所の窃盜、賭博、詐欺取財、森林窃盜の類である、詳しく云へば窃盜犯の釋放は前年三百四十五人であつたのに後年は二百十一人其差百三十四人減して居る、賭博は百六十二人前年釋放したのが其翌年は五十四人しかない其差が百八人である、詐欺取財は前年四十六人後年二十三人、其差二十三人である森林窃盜は前年十八人後年五人其差十三人減して居る、重もなる罪質のみでも既に右の通り釋放の數は減少して居る其他の罪質は極めて其數が少い従つて其増減の差も擧ぐるに足らぬがザント右の通り釋放の數は減つて來た

の在監者の異動が少くなつた、右三つの原因が揃つた結果として在監者の増加を來すのは當然である、それで今日の現在が既決囚人七百六十人、刑事被告人七十七人と云ふ數に上つた、前年と比較すると二百人餘増加して居る、此勢ひで推せば當分在監者は減少する見込みはない、今日までは遺録りして居るが將來は拘禁上差支を生ずるに至るであらうと思ふ

年の同日は囚人が五百七十五人で未決の被告人が四十五人であつたのが一年の後に二百以上増加したのである、それから刑期の點に就て見るも新法施行後十五年未滿が九人、十年未滿五十五人、五年未滿四十六人、三年未滿百六十二人、一年未滿九十三人、六月未滿四十三人の有期懲役が出來た、舊法時代の者では重懲役五十五人輕懲役五十四人重禁錮五年以上三十人五年未滿七十六人三年未滿百十四人一年未滿十四人六月未滿五人ある尤も此の六月未滿は新法施行後舊法を適用せられたのである、斯様に舊法時代の者で刑期の長い者が残つて居るのは一年内に生じたのでなく多年言渡された者の滯留するので其數が重懲役で百人許りであるのに新法施行後は僅々九ヶ月に生じた數は今指摘したように五年以上十年未滿が五十五人もある尙十五年未滿が九人ある以て近來の刑の量定の長いところが一層證明せられると思ふ而して在監者の約半數即三百七十一人は竊盜である強盜が五十一人賭博が七十人詐欺及恐喝取財が七十五人サア此數種の罪名で既に在監者の大部分を占めて居るが此狀態は他の監獄でも略同一であるが何と泥棒の多いのも恐るべきではないか、それで未だ此九ヶ月間の入監は前年よりも窃盜が五十八人賭博が七十二人減じて居るのである、減じて居つてすら今日の在監者の半數を占めて居るのである、彼此合せて見ると社會に不安を抱かしむる窃盜は甚だ多いと云ふことが想像せらるゝのである

刑法施行の影響としては右述べた位のものである、刑の執行猶豫とか刑の執行停止とかも刑法施行と共にあるべきものであるが當監では影響として云ふ事實に接せぬから其利害までは論究せぬ刑事政策

の側から云へば議論もあらうが茲に之を省くこととする

接見及信書の増減 監獄法實施の結果として如何なる影響を監獄事業に及ぼしたかを見るに、敢て効果とは云はぬが……接見と信書の數は著しく増減した受刑者の方は接見と發信が減つて刑事被告人の方は接見も通信……發信受信共に増した、減つたのは施行規則で回數を制限せられ且つ親族の制限まで設けられたからである、刑事被告人の接見信書の増したのは制限がないのは従前と異なる處はないが在監人員が増し滯獄日數が増したから信書の發送共に増したのである、其増加した割合は在監被告人の増加率に比例して増して居る既往九ヶ月間に接見は四百三件増し信書は發送で百四十二件、受領が二百四十二件殖へて居る、受刑者の方は接見が三百十四件減し信書は發送が一千百十三件減し受信は一千五百五十一件増した、受刑者の在監する數が殖へたから接見も信書も共に殖へるのが當然であるのに減つたのは接見は接見の爲めに監獄へ參つた時許否するので監獄へ願出た數は多かつたかも知れぬが許可したのでなければ數に加へぬから……其許可するには制限がある、それで接見の數は減る、信書も發送を請ふとき許可するので制限を守らねばならぬ是も許可したのだけ數に上るのであるから従前より減るのは當然であるが受信の方は親屬故舊はそんな六ヶ敷い制限があることは知らぬから従前通りドン／＼信書を寄越す其數は在監受刑者が増して居るから當然受信の數も前年より多くなるのである、餘計な事ながら信書と接見の數を示せば明治四十年十月から四十一年六月までの信書は刑事被告人の發送したのが二千二百八十四件受けたのが八百八十六件、受刑者の發したのが千八百五十一件受信が三千六拾四件、接見が刑事被告人の方八百六十六件受刑者四百八十三件であつて四十年十月から本年六月までの信書は刑事被告人の發信二千四百二十六件受信一千二百二十八件、受刑者の發信が五百九十六件受信が一千四百五十六件で接見は刑事被告人千二百六十九件受刑者百六十九件である、刑事被告人には受信よりも發信の多き理由受刑者は其反對なる理由接見は刑事被告人の分

が人員少くして受刑者の方よりも件数の多い理由此等を對照すると一の結論を得られるがこんな事は素人ならぬ當局者に管々しく申述べるまでもあるまい

在監者の賞罰 監獄法では在監者の賞遇の種類方法は命令に譲つて居る、施行規則では賞遇すべき者たることを表彰するに賞表と云ふものを繕着してある而して其賞遇の種類方法は第五百五十四條に定めてあるが賞遇すべきや否やを判定するのは同規則に定めてない、そこで審査決定は各囚徒の行狀記録に就するのであるが賞遇するや否やの決定をするまでには極めて綿密に調査せねばならぬ従前の事は多く知らぬが自分は赴任後新法施行後の好時期でもあるし萬事革新を要する場合であるから餘程慎重にせねばならぬと思ふて行狀審査も注意に注意を加へてすることにした其結果かと思ふが賞表を付與した者が少く明治四十年十月から四十一年六月までに賞表を付與したのが四十五人あつたが四十二年十月から本年六月までに付與したのは二十四人に止るチヨット半数しかない、それで現在賞遇中の者は男八十七人女一人である、賞遇と共に嚴密に調査を要するのは犯則に對する懲罰である、懲罰の種類は監獄法で定められて従前に比すれば種類が殖へた、それで此種類を旨く運用して懲罰の効果を擧げねばならぬ、犯則に適當するように懲罰の種類及執行の方法を決めねばならぬが之れも前同様の期間に區別して比較すると斯ふである、四十年十月から四十一年六月までの懲罰は減食百十一件屏禁三件暗室二件であつたが四十一年十月から本年六月までの數は懲罰件數には差なしと云つてよろし即ち受刑者の懲罰は百十三件であるが懲罰の種類は異つて居る、必竟新監獄法施行の結果種類が増したからである、懲罰百十三件の内譯を云へば叱責三十四件、賞遇の停止二件賞遇の廢止一件、文書圖畫の閱讀禁止が一件運動停止五件、賞與金の減削八件、減食六十一件輕屏禁一件である、即ち減食は五十件減して其五十件は他の種類の懲罰に變じたのであると云つて差支ないと思ふ、それから此百十三件の外に刑事被告人に對して懲罰を科した、之は御承知の通り新に其制を設けられたので其効果如

何は一概に速断することは出来ぬが社會上の地位、生活程度の高かつた者杯の自辨衣類の着用を禁し、糧食の自辨を禁するのは懲罰としての効がある、が斯る部類の者に之を科するには濫りにしてはならぬことは云ふまでもない、又擅に衣類を他人に貸したり糧食を他人に分與したり交換したりする者には之れが自辨を禁して其弊を防ぐのである、此刑事被告人に科した懲罰は十六件で叱責が七件、衣類の自辨着用を禁したのが二件、糧食自辨を禁したのが六件、運動停止が一件と云ふ内譯である、

給與工錢と作業賞與金 給與工錢は形を變して作業賞與金となつたのであるが最初作業賞與金計算率を定めるとき従前の給與工錢との増減はどんな割合になるか案外其額が超過することはないか多少苦心したのであつたが大なる差異なく寧ろ一人平均給與額は少くなつたから國庫の支出は増ない昨年十月から本年三月までの作業賞與金計算高と其前年同期間の給與工錢とを比較するに一人給與高は作業賞與金の分が少く平均四錢四厘減して居る、月毎に比較すると十月分給與工錢五十九錢七厘に對する作業賞與金は五十九錢三厘、十一月分は前者五十五錢二厘後者四十九錢九厘、十二月分は前者五十一錢五厘後者五十五錢此の月は如何云ふ譯か賞與金の方が増して居る、其翌月即ち一月以後三月迄を比較すると一月は三錢一厘二月は九錢一厘三月は十一錢九厘作業賞與金の方が減つて居る、唯茲に思ふんだのは給與すべき作業賞與金と雖も毎月計算して置だけで實際に支拂をせぬので釋放の際今までの計算してあつたものを一時に支拂ひするのである、そこで刑期の長い者例へは十年位の者が出獄すると云ふ曉には十年間計算して帳簿に記録してある高を現金で支拂せねばならぬ即ち監獄の經費から出さねばならぬ、今までは支拂してない唯これだけ將來拂べきものと豫定してあるだけで別段監獄の豫算に關係を持たぬが釋放の際悉皆拂ふのであるから十年刑位の者なれば計算高も巨額に上であらう百圓位持て出るのば珍しくないこんな長期の者が多く一年内に釋放になると監獄の支出が殖へて來ると云ふことになる爾ふすると或歲には支拂高が餘程巨額に上ると思ふ要するに今まで月々支出して唯本

人の者を預つて置たのが今度は月々支出せずして數年分なり十數年分を一時に支出するのであるから經費の上に著しく影響するであらう。ト、斯様な考が起つた勿論長き將來には平均して大差ないことになるであらうが此數年間十年間位は豫算の上に甚しく増加の影響を見るではないかと思ふのである。二十五歳前後の區分、監獄法では十八歳以上と未滿を拘禁すべき場所を特設し若しくは分界することを命じて居るから其前後の者を區分するのは勿論であるが自分は二十五歳以上と以下とを以て絶對に隔離する方針で現に之を行つて居る、又其以上と以下とを犯數によりて區分するは勿論同年齡にても初犯と再犯とは區分して處遇して居るのである、之は血氣定まらぬ青年と意思の固まつた者とは處遇を異にせねばならぬと思ふからである、試に教育程度を見るに七百三十三人中二十歳未滿の者で小學全科を卒業のたのが二人、簡易科を卒業したのが二十五人、無學三人である、二十八歳未滿の者で小學全科の卒業は一人、簡易科卒業は四人である、二十歳以上の者で小學全科の卒業者は六十八人、簡易科卒業二百八十五人である、二十歳以上の者全部に教育を施すことも出来兼ねぬが二十五歳以下の者は將來有爲の青年であるし教育し易い、効果もあることであるから教育も施したいし其他處遇上二十五歳以上の者と區分して扱ふの便且益ありと思ふのである。

免因保護事業 さて新法は拘禁執行等種々の方面に働きの道筋を示して居つて釋放者に就ても保護すべく教へて居るのであるが當地には免因の保護をする機關がない、専ら教誨師の個人で出来るだけ盡して居るのである、監獄でも釋放者があれば旅費を給するとか衣類を給するとか或は保護者に引渡すとかやつて居るので既に本年になつてからでも旅費とか衣類とかを寄越すように照會して遣つたのが四十八人、保護者が出頭したのが十一人、監獄で給與したのが三人あつたのであるが如何にかして保護事業を進めたいと考へたのであるが幸に近來は當地の佛教婦人會が活動して引受けるようになった、之は當地の相當地位ある婦人の組織せる會で近年の組織ではあるが昨今日覺しく保護の衝に

當つて居る、現に保護中のもの七人、親屬へ引渡したのが男三人女三人、他府縣で獨立して居るのが男二人女四人ある、保護中逃走したのが男二人である、此會が將來も監獄の爲めに且つ釋放者の爲めに盡すことであると思つて意を強くして居る。

それから序だから述べるが此監獄には教誨場がないのが一大欠點で實に不便を感じる、何にしる監獄も明治十七年の建築で其以前兵舎に充て其後病院に用ひ其後監獄に建築したのであるから不充分の設備で人家は櫛比し火災の恐れもあり、火防天の適當なのが官吏にも囚人にもない赴任匆々本年消防練習の爲め警察署へ依頼して看守數名に消防器の取扱やら種々教へて貰つた、火災には常に戦々競々として居る、監獄の位置としては不適當であることは明かであるから早く改築の運になれば宜いと思ふ、長いこと喋舌つて纏りもせず失敬でした

講

演

○免因保護實驗

市谷 教誨師 河野 純 孝君

私は免因保護の事業に付多少の關係を有つて居ります、之に就て感したこともありますので宛に角其の平生多少考へて居りますことを御話を申上げ、併せて諸君の御意見をも伺ひたいと存じます次第でございます。

私の申上げますことは無論此事業に關係をした経験の一端でございます、明治二十七年頃から彼是十三年の間此保護のことには關係を致して居りますが、併し微力にして此事業が何處に行つても發展しませぬ爲めに、其經驗を申しますものも極めて價値のない経験でございます、此貴き時間に御話を申上げることには値しないことではあると自らも思つて居りますが、兎に角一應考へて居るだけは申上げて見やうと思ひます。

出獄人の保護は頗る範圍の廣いものでございまして、之を分けて考へて見ますれば監獄の中に居て出獄人を保護するといふこと、監獄の外に居つて出獄人を保護するといふこと、此二通りに分れますが、私共は職務上から内外の方面に涉り關係を持つて居ります、監獄の中では勿論、監獄の外にありましても、其保護をする所の精神は犯人をして家庭及び社會と調和せしむるといふことが無論目的でございます、教誨のことも矢張り此目的に向つて行ひつゝあるものでございまして、然るに監獄の中で社會に調和するやうな氣風を養ふことに勉めて見ましても、何分監獄の中では社會と犯人と別の所に居るものでございまして、其實行し得るといふことが出来ませぬ、それ故是非共之を監外に出して後に監獄内で養ひ得た所の氣風を實行することに力めなければならぬ、是に於て始めて出獄人の保護といふことが起つて参ります。

犯罪人は家庭及び社會に反抗の態度を持つて居る者である、反抗を申しましますとか何か喧嘩腰で掛るやうに聞えまするけれども、さういふやうなことでなくして、家庭に在りましては父兄の意思に背いたことをしやうとする、或は妻子の利益を無視したやうなことをしやうとする、是は即ち反抗の態度である、犯罪人が常にさういふ氣風の爲めに犯罪をするやうになつて居る、又社會に對しましては社會に損害を及ぼすといふことは申すまでもないことであつて、社會の人の利益に反し、希望に反し

た行爲を致して居りますから、無論反抗の態度と申して宜しい、斯ういふ反抗の態度を持つて居る所の者をして、其家庭若くは社會と調和をせしむるといふことは頗る困難なことでございます、是は是非共監獄に於ける所の教誨と、出獄後の保護と相俟つて此調和の目的を達するやうにしなければなりません、且つ少年の犯罪に付きましては最も此必要を感じますのでございまして、併ながら從來多くの監獄のやり方が少年の犯罪者に付きましては最も此責任を家庭に負はすといふことが強く見えて居ります、犯罪の責任を家庭に負はすことが強くなると共に、保護の責任も又家庭に強く負はすといふ方針を執つて居られた、今現にさういふ方針の監獄も多くあらうかと存じます、是は私共が敬服の出来ない方針でおらうと存じます、抑々少年犯罪者の犯罪をするやうになるといふことは、一言にして言へば家庭が悪いといふことも出来ませうけれども、此家庭と申しましますものも千差萬別で種々の事情を持つて居ります、少くも中流以上の家庭であつたならば、其父兄たる人が犯罪を防止するだけの教養も出来るかも知れませぬが、中流以下の家庭に於きましては到底此犯罪を防止するだけの教養を家庭に於て作るといふことはむづかしい話である、極く貧民に在ては夫婦多く共稼ぎでございます、其父たる者も夜が明けるといふと直ぐ稼ぎに出て行く、其母たる者も同じく稼ぎに出て行く、跡に残る所の者は頑是なき所の子供が殆ど置棄になつて居るのである、斯ういふ家庭に成長した所の者に對して犯罪をするといふことが宜くないとか、又父母たる者が犯罪をさせてはいけないとかいふことは、至極酷な注文と言はなくてはならぬのである、又さういふ貧民の生活をして居る場所であつて見ますれば、必ず其隣佑總ての風儀が悪いに相違がないのであるから、良き教育といふものは少しも受けずして、悪感化を朝な夕なに受けつゝある有様でありますから其子弟たる者が悪くなるといふことは是は、當然の事であつて、若しやさういふ家庭に悪き者がなかつたならば、寧ろ是は不思議なこと、云はなければなりません、思ふ斯ういふ境遇及び家庭の状態に現はれ出でた所の犯罪者に對して、是

は家庭に責任を負はせるといふことは至極無理なことであらうと存じます、それ故犯罪の責任を家庭に負はすことが出来ませぬと共に、保護の責任も家庭に負はすといふことは無理であるから、是非共は他の方面に於て保護の責任を負ふて之に當るといふ一つ機關を設けなければならぬ必要を生じて参ります、是も即ち保護事業の起る所以でございます。

所で私は保護のことに付きましたして最善の理想はと申して見ますれば、事業を起さずして保護するといふことが最も宜からうと存じます、即ち團體的にせずして個人毎に之を保護して行くといふことが最も保護上宜からうと存じます、曾て小河事務官が保護事業の案を立てられたことがございましてが其内容をちよつと聞いて見ました時に、是は矢張り事業であつて、名稱は何と附けても宜しうございませうが、保護會を興して全國に多數の會員を募りまして、其一人の會員に一人の出獄人を保護して貰ふ、斯ういふことにすれば多くの出獄人を一所に集合させるといふことがなくして保護することが出来る、斯ういふ内容の保護法を案出してありましたやうに聞きました、不幸にして其事業も成らずして止みました次第である、矢張り私共も理想としては成べくさういふやうな保護方法が附けば至極宜いことであらうと存じます、併し是は今日に望むことの出来ない、よし望んでも餘程至難の事情でございますから、矢張り現在皆様の御執りになる所の保護事業として之を行つて行くより外に先づ近道はあるまいと存じます、假に之を保護事業として行つて行くといふとに致しまして、それに付て唯私共が多少經驗をしたり、又思ひ附いたりしたことを一二茲に申し上げたいと存じますが、是まで保護場に工業を設けられた所が段々ございました、私共も埼玉縣に居りました時に保護場を開きました時には矢張り工業を設けまして、最初には紙漉工場を設けたが、是も成立たず、其次にはコールテンの即ち機械工場を設けて、是も成功しませぬ、詰り工業といふものは失敗に歸した、其後東京に参りましては救世軍の保護事業が大久保にございまして、私共自分の直接保護場といふものはございませ

なかつたから、救世軍の保護場と連絡を附けて、朝晩に此保護場に行つて出監人を保護して貰つて居りましたが、其時に救世軍では矢張り工業主義を以てやつて居りました、蠟燭を拵へるとか、其他二三の仕事をやらせて見ましたが、是も皆失敗に歸しました、其後救世軍も矢張り工業主義は止めて、即ち其場内に於て工業を執らせることは止めて、他の工場若くは労働の仕事に紹介をして使つて貰ふことになりました、是に至つて私は敬服を致しまするのは原君の事業でございます、原さんは明治三十年に御設けになりましたから、初から自分の家に工場を設けずしてやられたといふことは餘程先見の明な所があるかと存じます、今日の各地方に在る保護場が其工場を場内に設けずしてやつて居る所が多分多數であらうかと存じますが、尤も田舎に参りましては紹介をする先が狭い爲めに、已むを得ず工場を其場内に設けなければならぬやうな必要も生じて参りませう、又幼年の出獄人に付きましたは、直ちに之を他の個人の所に使つて貰ふといふことが出来ない爲めに、已むを得ず其場内に工業を設けるといふ必要も生じて参りませうかと思ひます、兎に角東京などのやうな土地に於きましては無論場内に工場を設けずして、他の民間の普通私人の間で使つて貰ふことが得策であるといふことは是は掩ふべからざる所の事實となつて居ります、尙ほ場内に工場を設けさせることは常に工業に成功しないばかりでなく、保護の精神から申して見ましても得策でないと存じます、抑々出獄人の保護は前に申上げる通りに、家庭若くは社會と調和を計るといふことが趣意でございますから、之を一定の区域内に於て仕事をさせて、さうして新しき社會の人々と交通をさせるといふ機會を與へないやうにして置きました時には、矢張り第二の監獄の如き有様になつて、保護の精神を貫くといふことが出来なくなりませう、それ故一定の場所に同種の者を集めずして、他の地方に之を散在して仕事を與ふるといふことが保護の精神から是非さうしなくてはなるまいと存じます、又工業の成功しないといふことに付てちよつと申述べましたが、世間の工場に於きましては其工業に適當な人が集つて参ります、

或は鍛冶工場であつたならば鍛冶職に適する者が志願をして參る、或は紡績工場であつたならば其紡績に適當なる所の男女が集つて參りますから其處に集る者は必ず其仕事に多くは適當して居る、然るに出獄人といふものはさういふ一定の人物を集めるといふことが出来ない、或は老人もあれば若い者もあるし、或は技能のある者もあり、技能の無い者もある、或は教育のある者もあれば無い者もある、異種異様の人物を網羅して保護しなければならぬものでありますからして、自然と一定の工業を設けて之を成功させるといふことは到底望まないことである、それで保護場で工業を取るといふことは、何れの點から考へて見ましても失敗に歸するものであつて、且又保護の精神に背くものであるといふことを窺ひ知ることが出来やうかと思ひます。是が私の保護場内に工場を設けないといふことは宜いことであらうといふ考でございます。

其次には人の爲めに事業を執るといふことに致します、事業の爲めに人を保護しないといふ、此方針を執つて行くことは保護上必要であらうと存じます、昔から官紀を振肅する上に於きまして、官の爲めに人を使ふ、人の爲めに官を設けない、斯ういふことを古くから言はれて居ります、是非斯くなくしてはならぬと思ひます、所が保護事業は之に反對を致して、被保護人の爲めに事業を執る者である其保護事業の爲めに人を保護すべきものでない、即ち主客顛倒しなければならぬものである、所が一つ事業となつて見ると、何れの人も其事業の成績を能く擧げたいといふ考からして、此主客顛倒の弊に陥り易いものである、そこで私は保護事業といふものは成績の良否を問ふべきものでない、斯う私は大體を極めて仕舞つた方が宜からうかと思ふ、成績を良くしやうとすると勢ひ事業の爲めに人を保護するといふことになる、成績を良くするとか、良くしないとかいふ、さういふ事業の名譽を顧みないといふことになつて見ますれば、先に申上げた所の人の爲めに事業を執るといふ所の理想を貫いて行くことが出来やうと思ひます、一度保護いたしました者は再び之を保護しない、斯ういふやうなこ

は成績を良く擧げる上に於ては必要である、なせ必要であるかと申して見ますれば一面には他戒の意味を持つて居る、茲に集つて世話を受けて居る者は、若し今度間違ひがあつた時には再び世話をしない、斯ういふやうに總ての人に申聞けて置く、又事實上再び收容をしないといふことにして見ますれば、多少其成績を良くすることが出来やうと思ふ、けれども其犯罪人といふものは一度世話をして、それで良くなるといふに限つたものでない、一度世話をして見込がないから世話をしないといふことになつて見ますれば、終に其者は一度きりで保護の範圍より抛り出されて仕舞ふことになつて来る、是は犯罪防遏の爲めに適當の途とは言ふことが出来すまいと思ひます、恰も病ひに幾度も繰返して起る病がございませう、之を一度治療して見て直つて、又起つたからもう二度は治療しないといふ強膽の譯にはいかない、幾度起つても其病は矢張り治療の方法を講じなければならぬ、犯罪人を保護するのも亦是と同一の例でございます、幾度も手に掛けて之を世話して、詰り根氣負けに向ふを負けさせることにする意氣込でなければ出獄人を保護するといふことは出来すまいと思ひます、さういふやうな保護の方針を執つて見ますれば、保護の成績は表の上に現はれる時は必ず悪く見えます、其悪くなる所のものが或は保護の精神に適つて居るか知れないと私は思ひます、斯ういふことは皆様と御研究を願ひたいと思ひます。

それから被保護人の種類を選択するといふことも、是も事業を良くしやうといふ上からは必要でございます、能く各地の保護會の規則を見ると、其被保護人の資格として「在監中に改悛の狀ある者」といふやうな文字を書いてある所がある、私共の考では是は保護の規則としては餘り威服しないことであると思ふ、成程在監中に改悛の狀が顯著であつて、再び犯罪には陥るまいといふものを尙は其者を保護することは無論悪いことではございませう、けれどもさういふ範圍に止めて仕舞つた時には此保護の救ひに罹るといふ者が甚だ少くなりはいないか多數の出獄人が終に其恩澤に浴することが出来

なくなつて仕舞ふ、故に改悛の有無といふやうなことは保護の方面からは敢て問ふべきことでないと思つて宜からうと思ひます。

其次には年齢の關係でございます、年齢は老人と子供は餘程是は保護する上に於て仕方が違はなければならぬ、又年の若い者と壯年血氣の者とは仕事をさせる上に於ても餘程難易の相違がございます、それ故に保護事業の成績を良くしやうと致しますると勢ひ年齢に於て多少の制限を設けなければならぬ必要を感じて来る、現に各地の保護事業の中にもさういふ制限を設けてやつて居る所もございます、是は無理ならぬ話である、けれども何と云はせは工風を附けて年齢などの制限を無視して廣く保護するといふことに致した方が宜からうかと存じます。

其次には刑期の長短に付きまして、是も保護の上に多少の影響をしようと思ふ、普通ちよつと考へると、刑期の長い者は保護してもし易い、刑期の短いのは保護し悪いといふ者がありますが、私はまだ果してさうであるかといふことの決定は出来ませぬ、刑期の長いものが果して保護し易いものであるか、刑期の短い者が保護し難いかといふことはまだ確信が付きませぬ、是は一つ皆さんに御意見を伺つて見たいと思ふ、或はどちらも同じやうに保護して行くやうに極めて仕舞つた方が宜からうと存じます。

其次には監獄内に於ける貯蓄工錢の有無といふことに於て保護の制限を立てる必要を感じて参ります、全く貯蓄の無い者は保護して成績が良く擧らない、貯蓄の多い者は保護しても成績が良く擧ると思ふ考が起るのである、是は一應尤であつて、どうしても金といふものが保護者の手に質に取られて居ると、餘程被保護人たる者が柔順に保護者の監督を受けることになつて参ります、又他の仕事に取掛るに致しても、金の有る者と無い者とは總ての點に於て餘程幸、不幸がございます、保護する上に於て金の無い者は困難であることは申すまでもない、曾て此點に對し原さんから承つたことがある。

貯蓄工錢は少しはある方が宜い、けれども餘り澤山持つて居る者はいけない、是までの成績に依ると工錢の多い者はどうも成績が良くないといふ御話であつた、私もさういふ感じを起します、是まで澤山工錢を持つた者を保護したことがございましたが、何れも失敗に歸しました、寧ろ工錢が少しあつても宜いが、餘り澤山無い方が保護上宜いかと思ひます、なせさういふ結果を見るかと申して見ますれば、是も充分研究を遂げた話でございませぬけれども、工錢が多くあると其工錢に於て依頼心を起して働が鈍くなる、一方には工錢を何か冗費に使用して、此工錢を商賣の資本として勢少くして利益多い仕事をしたいといふ僥倖心が起つて参ります、それ故種々説き論じて見ましても、どうしても工錢を商法の意味に使ひまして、遂に無くして仕舞ふといふ者が私共の経験上二三人ありました、それ故工錢のあるといふことは保護上宜いことであるかも知れませぬが、工錢の餘り澤山あるといふことは良くないことでないかと考へます。

それから保護の成績を良くしやうとして見ると、保護の内容を社會に知らすといふ必要が起つて参ります、保護の内容を社會に知らすことは宜いことであるけれども、被保護人の人名等をハツキリと社會に知らせるといふことは如何であるかと存じます、古人も父は子の爲めに隠す、子は父の爲めに隠すと言はれて居りますが、良き方面の話をするには舊惡を擧げて之を對照しないと其良き方面の話に身が入らない、それで勢ひ舊惡を人に知らさなければならぬといふことにする爲めに、世間に前科者であるといふやうなことを人に知らせずして働いて居る所の者が、其舊惡を人に知られた爲めに却て舊惡を公に知らせるといふことがある、さうすると被保護人たる者の爲めに不利益でないかと思ふ、斯ういふことも保護上大に注意をする必要がないかと考へます、從て被保護人に對しましても私共は懺悔といふことは佛前でこそすべきことであつて、稠人廣座の中で自分の舊惡を懺悔すべきことでない、或西洋の信者が大勢の人の中で懺悔をして居りましたのを基督が之を見て、汝何故に暗室に於て

之をせざる、斯く戒められたといふことを聞いて居ります、實に聖人の訓言は至れり盡せり、是非斯くなくてはなりません、それ故被保護人に於て懺悔といふものは必ず佛前に於てすべきことである、之を親兄弟其他の前に於ても猶ほ秘ねばならぬ、寧ろ他人に向つては決して懺悔話といふものはさう漫にすべきものでないといふことを私は教へて居りますが、さういふことも所謂保護の上に於ては關係の厚いことでございます、又人を感化して行く上に於ては研究を要する問題であらうと思ひます、殊に單に保護事業を執つて居る人と違ひまして、私共感化といふことに關係を持つて居ります者は最も斯ういふ問題に付ては厚き研究と注意を拂ふやうにしなければならぬと存じて、常に考へて居ります次第でございます。

其次に事業の爲めに人を留置くといふことは、是も保護上宜くない、是まで私共が極く僅な人間を世話をしてみますといふと何か一つの仕事を毎日やらせることになつて居ります、所が其人間が監獄を離れると其仕事を離れて外に行きたいやうに思ふけれども、其人に行かれると跡の仕事が出来ない、外の人を以て之に代へることが出来ないといふことがある、それで是非こちらに居つて仕事をやつて呉れといふ注文をしたことがございます、是は大に失敗に歸しました、是が失敗に歸するのは當然のことであつて、當人は止まることは已むを得ぬ義理に迫つて止つて居る、又當人は保護の下を離れて自由の境遇に立つて大に發展をしようといふのを、其進路を妨げられたやうな氣持がします、彼やはやの爲めに保護の事業の爲めに其被保護人を長く抑留するといふことは保護上得策でないと感じました、是も些細のことのやうでございますけれども、餘程研究を要すべき事柄であらうと存じます。

更に保護を致しまする上に注意すべき點に付て三四個の御話を申し上げたいと思ひます。職業を授けるといふことは保護上必要な事務でございます、田舎の狭い土地に於きましては是非共保護者が職業を授けてやらなければ差支へる、故に十人の中、七八人までは本人の自由選擇に任せずして保護者が其職業を紹介してやる、東京のやうな廣い土地になつて参りますと、職業の口といふものが澤山ございます、各方面に亘つて口を求むることが出来るのである、それ故保護者が授けました所の職業には不平を言ふことが多くありまして其だ困ります、それで職業の口は當人自身に求めさせて見ます、出監後二三日掛つて當人が職業の道を求めて見て、終に無き場合に當つて之に適當な職業を授けるといふことになりますると、幾分か職業を勵むことになつて参ります、そこで職業の紹介といふものはこちらから致さない方が宜かつたやうに考へます。

金品の貸與若くは惠與といふことは、是は已むを得ざる場合に於て行ふことであつて、是が若し度にならぬ、中には頗る懶惰な者がございまして、三度の飯は二度食つても仕事をしない方が宜いといふやうな考を以て居る者が随分ございまして、さういふ者に對しては困るからして小遣錢を貸して置くといふことに致しますると、段々其恩惠に慣れて参りまして、従前に是かけた情氏を作るやうになつて参ります、故に金品の惠與或は貸與といふことは餘程狹隘なる範圍に止めるやうに致しまして、困ることがあればサンサと出すといふやうなことは忌むべきことで、斯ういふ點は多くの人の注意をして居られる點でございます。

それから金錢の計算及び物品及び金錢の授與は明白にして置く必要がございます、一種の役所のやうな所であつては一厘の金も帳面に一々附けてから判を取ることになつて居る、少數の自分の家族同様に世話をして置きます中には無論形式に涉ることは出来ませぬ、併ながら成べく帳面などを嚴重に作りまして、計算及び授受を明かにするといふことは保護上必要であると思ふ、さういふやうにして置きませぬでは被保護人の中には計算上のごとで疑獄を生じて來ることが多くなつて参ります、そ

れが爲めに其處の場所を出て、是だけ受取る金があるけれども渡して呉れなかつたとか、或は斯ういふ貰ふべきものがあるけれども貰はなかつたとかいふやうな誤解を生ずることがあつて、殆ど保護の悪影響を與ふることがございますから、常人をして授受の間に疑を挾まないといいふことにして置くのは保護上最も必要な點であらうと存じます。

それから保護者と被保護者との間に於て權衡を失はないやうにする必要がある、例を舉げて見ると、朝起きる時間を保護者と被保護者との時間を一致して、被保護者が先に寢て保護者があとで寢るといふやうなことは合一の權衡が取れないやうになつて来る、それ故保護して居る人が五時に起るならば被保護人も五時に起して、寢る時も同様で、朝起の時間を一定すること夜寢る時を一定することが必要である、唯労働者と労働者でない者とは睡眠の時間に多少相違がございますから、夜分になつたらさういふ被保護人は早く寝かすが宜からうと思ひます、さうして朝起きて後、家庭及び其場内に於ける所の日用の用向、掃除をするといふやうなことは、大勢居る所でございましてならば循環にやらせる、少數の人であつたならば全部に掃除をさせる必要がある、少くとも其居室だけは必ず掃除をさせる必要がある、其居室を掃除すると共に保護者自身が掃除をする、又家族の一部を引受けて掃除をするといふことは總ての者が手傳つてするといふ慣習を與へなければならぬ、人に依つては掃除好といふのがあつて、人のしたことは氣に喰はぬから、何も彼も自身でする人がある、被保護人でもさういふやうな潔癖があるといふと、幾ら起しても知らぬ顔をして其人一人に掃除をさせることがある、斯ういふことは些細なことであるやうでございしますが充分一つ督勵を致しまして權衡を保つといふことにやつて戴きたい。

それから食物の程度でございします、食物は能く人の申しますには、總ての人が一團となつて同じ物を食つて居る、斯ういふことは無論良いことに相違ないけれども、是は私は實際問題でございしますが、精神を使ふ者と労働に従事する者とは食物の營養分を吸収する上に於て餘程違ひがあらうと存じますからして、保護者と被保護者とが同一の物を食つて居ることが出来るものであるか、さうでないか、是は衛生の點から考へ見なければなるまいと思ふ、例へば體裁を良くする爲めに同じ物を食つて居て宜いといふやうなことを軽くして極めて置くことはならぬと思ひます、さうしますると食事の場所といふやうなことは保護者と被保護者を別にした方が宜いであらうか、又是非一緒にしなければならぬものであるか、是は大勢の人を保護する場所であつて見ますれば無論別にした方が宜からうけれども、少數の人であつたならば食事の場所を異にすることは陋劣の考を起さしむるやうなことがあつたら同一にしなければならぬと思ふ、唯營養分を取る上に於て保護者たるものが果して被保護人と總ての食物を同一にして居つて、事の足りるものであるかどうかといふことは、是は實際問題に付て考へて見なければならぬと思ふ。

其次には人格の區別に付きまして、一定の場所に置くといふことは無論良くあるまいと思ふ、それ故保護する場所は數箇所に分割をして、其人格に應じて居所を區別して置くことは勿論必要であらうと存じます、是も成績の上に餘程影響のあることでございしますからして、充分の望を囑することにはなりませんまいけれども、原さんの御やりになつて居る所では矢張り限界を御立てになつて居るといふことでございします、斯ういふことは保護上必要なことである、又金の有る者と金の無い者を一緒に置くといふことも宜しくない、是も別にしなければならぬ、それから長く保護する必要があるものといふ一時的のものがございします、之を一つ所に置くのは宜くないと思ひます、尙ほ監獄の中では罪質、犯數等に依つて分類を致しますので、保護場に於きましては以前の罪質、犯數といふやうなことは眼中に置くべきことでない、教育の有無に付きまして、是も或意味からは必要であるかも知れませぬが、實際に於ては教育の有る者と無い者とを一緒にしても不都合はないやうである、要するに人格の相違

貯蓄金の有無、及び長き者と短き者との分類を致したならば、それで充分であらうかと存じます斯ういふことは皆さんの御意見を伺つて見たいと思ふのでございます。

それから問題を限りまして社會に保護の思想を傳へるといふことは保護事業の爲めに必要でございませ、總ての人の保護の思想が起りませぬといふと、人に紹介してそれを試に使つて貰ふことが出来ないから、是非共此社會保護の思想組織を普及するといふことが必要である、其保護の思想を普及するに付きましては、前に申しました通り家庭に保護の責任を負はせることは出来ぬと申しましたが、直接此社會に向つて保護を求めなければならぬ、此社會に向つて保護を求むるに付きましてどういふやうに保護の思想を普及するかと申しますると家庭に於て其責任を負はずべきものでないから、是非共社會が之を負はなければならぬといふのは理窟の上から言ふ一つの話でございませぬ、それと共に犯罪人は段々殖へるといふことは、納税の職務を持つて居る國民の負擔を重くすることになるのであるといふやうなことも、理窟の上から従來人の唱へて居ることではございませぬ、斯ういふことでは實は痛痒を感ずる度合が鈍いやうでございませぬ、それで實際出獄人の保護といふことは犯罪者自身に吹聴するの必要でございませぬ、顧みてそれが保護事業の精神でないかと思ひます、斯ういふやうなことを社會の人に吹聴して参りましたならば、此保護の思想といふものが餘程社會に起つて参りませう、保護の思想が一般の人の頭に浮んだならば保護事業の困難は前に申上げたやうな譯であるから、此事業の目的を達するには社會の人が之を歓迎することが必要である、其歓迎する所の方法と致しまして、保護事業に關係をして居る御互ひが人に遇つたならば、其人を捉へて保護事業は良民の爲めに保護するのであるといふことの解釋を與ふることを心掛けて置くといふことが、保護の事業を完成する上に於て必要なことであらうと思ふ。

是が先づ私共の僅の経験に依つてちよつと氣附きました考の大意でございませぬが、尙ほ犯罪人と家庭との關係に付て一言御話を致したいと思ふ。犯罪人は前に申上げた通りに、家庭に反抗の態度を取つて居ると申しましたのは大體の場合でございませぬ、併し之を實際に當つて調査をして見ますといふと犯罪人と家庭とは一面には求心性の傾を持つて居るし、一面には遠心性の傾を持つて居るものである、其遠心性に傾いて居るものは之を分けて見ますと、一つは家族の不和である、二には廉耻を重んずること、此家族との不和と廉耻といふものが家庭と離れて居らうといふ所の思想を惹起して参ります、始終家庭と離れて暮さうといふことになり、其第一の遠心性中の第一の家族との不和といふことは、氣風が怠惰であるから父兄の勤勉なる所の氣風と相容れない、父や兄が汗を垂して働く者に氣に入らぬやうなことをする、それ故勤勉なる所の家庭を飛出して、怠惰なる所の仲間に投ずる、斯ういふことになつて来る、是が即ち家族との不和を惹起して来る一つの原因である、二つには家庭が犯罪人となつた人を冷遇をする、其冷遇をするといふことは多くは父兄間にあることである、親や兄弟の仕向が面白くないから、家に居ることがいやになつて終に飛出す、安んじて家庭に居ることが出来ぬ、是が即ち家庭に不和を生じて来る原因であらうと存じます、故に此不和より生ずる所の原因に付ては、犯罪者に對して私共即ち保護の任に居ります者が常に意思の疏通を計り、之が調和に勉めるといふことを怠らないやうにして居なければならぬと思ひます。

それから他の一面の耻辱を重んずるといふことから家庭を避けたがる、即ち廉耻心に富んで居つて自分が家に歸ることは大變な耻辱である、耻しくて自分が家庭に復することは出来ぬといふ考を起すそれから二つには自分の家といふものは祖先以來犯罪人を出したことがない、然らば自分が斯ういふ犯罪をしたといふことは祖先に對して相濟まぬ、故に家庭と離れて居る、斯ういふやうな廉耻心から家庭と遠ざからうといふ考を持つて居る、是は廉耻心より起る所の家庭と相離るゝ所の原因でござい

ます、斯ういふ人を其儘に置くは一層其精神が強くなつて家庭との調和が出来ませぬから、それには又相當の導き方を致しまして、尙ほ廉耻心を重んずる儘で家庭に能く結び附けることが必要であらうと思ひます、是が遠心性に關する犯罪の原因でございませぬ。

其次に申し上げますのは求心性の方、多くの在監人の中にはどうか親や兄弟や親戚に頼りたいといふ者がある、親の方ではア、いふ者が歸つて来ては困ると言ふて放任をして居るに拘らず、家庭を慕ふ者がある、其家庭を慕ふ者は所謂家庭にくつ附く方でございまして、頗る宜いやうでございませぬが、之にも二通りある、一つには無能な者に多い、怠惰或は放蕩にして親の金を樂に使はう、斯ういふ考からして家庭を慕ふ者がある、親の方ではア、いふ者が歸つて来ては家名も汚されるし、近所共に對しても面目ない、且は家の財産も減らされる、どうか歸らないやうにして貰ひたいといふ考で居るに拘らず、此子弟たるものは是非親の方に歸りたいと思つて居る者がある、現に私は昨年市谷の監獄から出る未丁年の者がございまして、親に手紙を出しましたらば、一家の浮沈に關するやうな悪い者であるから、一人を殺して一家を存続するやうにしたい、さういふ者を引取ることは出来ないといふ返事を寄越しました、それから私が現在此親は市中に居つて或役所の役人をして居る者でございませぬから、そんな冷淡なことは言はれぬやうに詳しく手紙を附けてやるからと云ひましたが、手紙位では承知しては呉れない、それでは仕方がないから私が送つて行つて上げやうといふので十二時ちよつと過ぎに監獄を出て本所まで送つて参りました、所が當人は脚氣病に罹つて足が立たない、漸く電車まで手を引いて歩かして、さうして電車に乗せて連れて行つて、行つてから父に面會して見ますと、頭から刎ね付ける、是は書面でも申上げてある通り私は敷居を跨がせないといふ決心で居る、丁度日曜日住宅をして居りましたから面會の出来たのは幸ひでございませぬが、頑として應じない、色々利害得失を説いて見ましたけれども、なかく父たる人が應じて呉れない、餘りのことでございませぬか

ら、是は一つ別席に於て懇談した方が宜からう、それでは茲に連れて來た人を避けて置いて外の所で能く御話したいといふので、上に昇り込んで兩親を列べて置いて懇々話したけれども、どうしても應じない、そこで私は考へました、是は斯ういふ所に無理やりに押付けた所が一日も辛抱が出来ないことであるから、汗を垂して説き付けやうとしたことが愚であつたといふことを考へ附きまして、それでは親類知已の御方に話する人はないかと聞きますと、それはあつても私から手を廻して斷つてあるから、當人が行つても迎も駄目だといふ、それでも何處かないかと段々聞いて居りましたら、あなたにさう仰しやるのを御断り申すのも失禮でございませぬから、私の又従弟になる者が本郷にありませぬ、其處に行つたならば引受けて呉れるかも知れぬが、私から頼むといふことは出来ないと、あなたに好意を以て頼むといふなら宜しいといふことでございませぬから、實は當人が健康な者なら保護機關に頼まうと思ひましたけれども、何分脚氣で足が立たない者でございませぬから、現に生の親があるから話したいと思つて連れて参つたけれども、此始末、そこで私も仕方がないから本郷に連れて参つた、本郷の方は其人の家より餘程立派な家で、私が名刺を出して面會を求めました所が、快く承知して呉れました、其人は至つて親切な人で、私は不慣れに思つて居る、前にも路頭に迷つて居るのを救つてやりました、今日は放免の日でお前の方に來るかも知れぬから、來ても寄せ附けないやうにして貰ひたいといふ斷りがあつて、前にも不足を言はれた、一人位世話をしてやる余力はございませぬけれども、どうしても世話をすることは出来ないといふことを申しました、それで日も暮れましたから據ろなく私の同僚の君の所に置いて貰うことにしましたが、是は當人は親の手許に居りたいと思ふけれども、親の方で之を受附けない、斯ういふ場合に於きましては、どうしても家庭に之を押付けるといふことは無論不利益であるからして、他の方面に於て之を世話するといふ必要がある、如何に立派な家庭であつても、親であつて見ても、感情上父子相容れないものが随分あるものである、さういふ所に雇

くといふことは不得策である、さういふ時には之を保護の機關に於て世話するといふことにならうと思ひます、是が犯罪人の家庭を慕ふ状態でございます。

今一つは全く馬鹿な者、不具な者、生活する能力のない者は矢張り親族を慕ふ情が強うございますさういふ者は幸にして父兄が容れて呉れるならば其保護に託する必要がある、若し容れて呉れなかつたならば保護の機關に任すより仕方がないと思ふ。

それから求心性の中の第二の無能といふのではなくして、親密の状態から家庭を慕ふ者がある、此親密な状態と父母を非常に慕ふ者がある、初に申上げた所のものは父母を慕ふのではない、父母の養育を受けたといふのであるけれども、父母とは仲が悪い、けれども是は父母を慕ふの情が強いのである、それであるから幾度び犯罪をしても矢張り父母の許に歸りたい、決して面目ないとか何とかいふ感じは起らない、唯親の所に歸りたいといふ親愛の情から家庭に吸ひ附かうといふ者がある、それから又父母があまり者があつて、幾度び犯罪をしても可愛い、それ故好い氣になつて家庭を慕つて歸る、さうすると改心するかといふと、さうではない、依然たる所の累犯者になつて仕舞ひます、斯様に分けて見ますと家庭との關係は種々様々に分れて參ります、此中間を取つて監獄に職を執る者又は出獄後保護する所の者に於て適當の研究をして、適當なる保護をするといふことは犯罪防遏の爲めに頗る必要なことであらうと存じます。

是等のことに關連をして皆さんに色々御高見もあらうかと存じます、どうか御聞かせを願へましたらば頗る幸でございます、私の思ひ出しましたことを一二取り束ねて御話申上げたやうな譯でございませう。

寄
書

○夏の教誨に一人の睡眠者を見ざりしは何故か

藤木法林

夏の教誨には何處の囚人も能く眠るものであるが、寒冷なる氷加水滴るごとき西瓜でも澤山並べて見せたら夫れを眠るところか、所謂垂涎百丈であるが、何しる今日は又教誨かと溢り出かけるものだから、四邊靜肅になるに連れて、自然心は靜まり暖氣はますます加わると来て居るから、漸次精神朦朧となり、終に其處此處から舟を漕ぎ出して來る、其上珍しくもない講釋見た様な教誨を四十分も五十分も長たらしくやられた日には堪まつたものではあるまい、寧ろ可愛相である、元より感化教養の爲めだから、夏に限らず冬でも、今日の教誨は斯くであつたと、一条亂れず、後刻幾回も感想を操り返さしむる便宜のために、耳新しいことを簡單明瞭に長くて三十分位に切り上げることは最も必要だと思ふ、

夫れは兎に角、自分は目下未成年監たる長岡分監の、教育と教誨とを受持て居るが、何分未成年のことであるから、信仰談などに重きを置いたところで、幼稚の精神には仲々困難である、兎に角未成年だから特に勇氣を鼓舞して、任重き第二の國民たる覺悟を惹起せしむると言ふことが必要だから、古今の偉人傑士が社會國家の爲めに盡した事蹟とか、或は忠臣孝子に關する日々新聞上における近き事實談とか、或は一方の教育と關係せしめて嶄新なる知識上の學説とかを話し、其中にちよいと信仰の必要なことを納得せしむる方法を敷つて居るが、夫れに今春頃より教育應用の目的を以て、

感想録と言ふ手帖を渡して、教誨教育に關する感想を、毎月二回宛書かしむることにして居るが、之れが則ち夏の教誨に一人の睡眠者を見ざりし主なる原因であつて、睡眠どころか、教誨毎に目を丸くして、息もせない様に聞いて居る、又熱心に聞かばならぬ譯がある、夫れは此次の感想録に書かねばならぬと言ふ重大なる任があるからである、そこで自分も自然熱心になる、一席の教誨も非常なる責任を以て遣らねばならぬことになつて来る、従つて材料に困る、夫れだから毎月書林に拂ふ書籍代は絶へたことは無い、此間も三宅博士の宇宙が出版されたから早速三圓出して買ひ一席の教誨に三圓かけて遣つたところが、高い教誨丈に其効能も大分在つた様だ、彼の太陽の表面に燃へて居る火烟が、十萬里の高さに上下し、或は旋轉し、加ゆるに一大暴風が起つて居つて、實にすさまじいものであるとか、夜間燐々と光つて居る星の数は今日の望遠鏡で見得る丈が一億からあつて、望遠鏡の力で未だ知ることの出来ない星何億萬あるやら分らぬ、又我々の見て居る星が、我地球の百萬倍なる太陽と等大、或は猶一層も二層も大なるものであるとか、太陽より我地球までの里数が四千萬里、其間を八分間にして我地球に光線の達するが、三千五百万年もかゝて初めて我地球に光線の達する處に星があるとか、我地球も夜間見るところの銀河の中にあつて、他の星より見れば我地球も一の小さき星であるとか、其他種々なる今日の知識の驚くべきことや、宇宙の如何に絶大無限にして、我が一身の蒼海の一粟にだも比すべからざることから、終に信仰に這入て諄々と話したところが、呆然自失の體で小首傾け、中には自失笑でも言ふか、感想笑でも言ふか兎に角嬉しそふな驚いた様な、一種異様な口許で靜かに笑つて居たが、後日感想録に書いたのを見てみると、尋常科當りでは、宇宙と言へば我地球丈と思つて居ましたが、此間の御話で實に驚きましたとか、其外色々感じ入つたことを書いて居るし、又高等や補習當りでは、夫れまで今日知識の進歩して居ることも知らずに、自分達は愚かな人間で、こんな淺間しい身と爲つたのは實にお耻かしいことであります、改心せずに

は居られませぬとか、知識の進歩と言ふのも、人が一身の苦樂などを考へず、學術の研究に一身を捧げた賜であるのに、自分達は只一身の利慾のために、社會國家の害物となり、生きて居る面目はありませぬとか、其外信仰の必要なることが明らかに分りましたとか、種々様々なことを書いて居るが、兎角感想録を書くのが非常に、楽しい模様で、自分も亦夫れを見て色々の評を入れて、勇氣を鼓舞し改心を奨励するのが非常に楽しい、夫れから此感想録は一の性質早見簿でも言ふべきもので、能く其人の性質を現はして居る、又改心が出来たか出来て居ないかも、其文章の書方に依て殆んど推察が出来るので、何かにつき非常の効力あることを實驗した

○夏の監獄に於ける所感

大坂監獄 富松 鐵 研

夏の監獄に於て最も囚徒を苦しむるものは蚊と蚤なり而して此苦痛は法律の認めざる處にして即ち自由刑以外の苦痛なり故に監獄衛生は常に之が驅除を要求し之に充つるに經費あり設備ありて或は蒸汽力を以て或は澆灌の方法を採り或は日光に曝し或は藥品に種々の方法を以て之が驅除に力むと雖も惜むらくは其方法姑息的にして根底より滅却せしむる能はざるなり哀れむべし彼囚徒は炎熱鑠金の時に際し長き一日の勞を慰せんと房に入れば忽ち蚊軍迫り來りて肌を刺す蚊帳を垂れ漸く之を防ぎ寝に就きて眠らんとすれば蚤屬何處よりか出て來りて身體に蟬集し大切なる精血を吸収し以て己れの腹を肥さんとす惡みても尙餘りある蚊蚤なり夫れ地球上に生を享けたる森羅萬象皆天與にあらざるものなし故に世上に現存するもの一として無用視せらるゝ物はなきの理なり然るに彼の蚊たり蚤たるもの果して何の用をかなす實に説明に苦しむ處なり今之を犯罪者に就きて考ふるに其行爲彼の蚊蚤に酷似せ

り素より犯罪者も同じく萬物の靈長たる人なり節角人と生れて世に益することなく却て社會の安寧秩序を害す實に無用の長物なりと謂ふべし然れども人の性は善なり一朝前非を悔ゆるときは善人となるに固からず故に此無用物を社會より離隔し之を矯正感化せんとするは即ち監獄事業の本旨なりとす而して監獄たるもの果して能く此目的を達し得るや其政策彼の蚊蚤驅除に於けるが如きの譏なきや實に予等の疑を存する處にして之か研究の餘地尙は遼遠深甚なるを思ふ大凡世の事物には本末終始あり本立つて而して未成り始めを知らざれば終りを克くすること能はざるなり宜なる哉蚊蚤に付て之を觀るに其發生する原因は土地と氣候の關係より來るものなれば之を根本的驅除せんと思はば先づ土地と氣候の變遷を要す而して此事たる最も難事なり然るに蚊蚤の發生する起因は重もに氣候にあり故に一朝秋風に遭へば追はず拂はざるに忽焉として其影を失ふ之即ち本に歸るなり之に反し犯罪は人の心的作用に起因するものにして實に幽冥の事に屬し人爲的に之を撲滅せしめんとするは難事中の最大難事なり然れども蚊蚤に於ける秋風の策なしとせず身司獄の職にあるもの姑息の手段に甘んぜず進んで根本的撲滅策を講せざる可らざるは現下の急務なりと信す

○然 諾

奈 頁 老 龜 道 人

社會は益々複雑となり人間の活動は彌々激烈となる、此複雑なる社會に激烈なる活動を試みんとする吾人たるもの、須く大に用意する所なかるべからざるべし、吾人は其第一番として信用を得べき事を宣言するに躊躇せざるなり、

信用を大別して二とす、上位にあるものが其下位に在るものを信用するは信任なり、下位にあるもの

のが其上位に在るものを信用するは信頼なり、細君が其夫を信じて安んずるところあるは信頼にして、父が我兒を信じて多大の財産と家政とを委ぬるは信任なり、主人が下僕を信じ、長官が下僚を信する如き、皆信任にして、被備者が備主を信じ、屬僚が上官を信する如き、皆信頼なり、

人ありて隱遁主義を採り、山に入つて果實を食ふまでではなくとも、事業を爲さず人と交らず、自ら生きて自ら死する獨善主義に住するあらば格別、苟も社交場裡に立ちて自己の自分を盡し、貧富貴賤の分相應、家庭の人となり活動の人とならんとせば、必ずや信任なかるべからず、信頼なかるべからず、信用は人の生命なればなり、信用なきは死にも勝るの苦痛あり寂寥あり、學者文學を作る皆法あり、人の字左右相倚りて立つ、甲乙相信じ相倚るところなくんば、人間立つ事能はざるに至らん、血肉を分つ親子兄弟然り、況や社會一派の人間に於ておや、

人の性の相異なるは其面の如し、慎沈苟もせざるあり、輕快能く決するあり、蓋し慎沈なるものは人と交つて面白しとの感を與へず、輕快能く決するものは對手をして自ら快感を起さしむ、故に人多くその輕快を取りて慎沈を厭ふ、これ必ずしも不可ならずと雖も、彼の輕薄者流の當面の快意に走りて、將來の成否を思はず、浮華無實、徒に口頭の然諾を擅にして毫も實行に重きをおかざるものあるに至りては、吾人鼓を鳴して之を攻めざるべからざるなり、然れども此の如き輕薄人士と雖も其然諾を苟もするに當つてや惡意あるにあらず、惡意あるにあらずして深く思はざるがためのみ、然れども欺かれたるものにありては多大なる惡感あり、左右の事情によりて止を得ず交際は繼續すと雖も終に信用する事なきに至るは事實なり、上信任なく下信頼なきに至りては其人の社會に於ける立脚地は豈危きものならずや、

此弊を免るゝに方法あり、曰く然諾の價値を重じ、容易に然諾を與へざるにあり、一たび問題の提供さるゝや、自己能く之に對して實行の力ありや否や、境遇能く之を實行するに適せりや否やを考查

し、然る後始めて然諾を與ふるも遲きに非るべし、若しそれ途中故障ありて然諾を事實にする能はざる事情起るあらば、速に其事情を盡して對手をして前の然諾を引當てになさるべからず、此の如き手續を履行せず自ら食言者たるの責を負ふは遺憾の甚きものに非ずや、嗚呼慎沈敢て面白からざるものも、最後に至りては信頼あり信任あり、快を目前に遣るの輕舉者流を學ぶべからず、

昔者鎧師美作大椽、越前三位平通盛より最も堅固なる一鎧を作らしめらる、數年にして漸く成る、大椽之を持參して通盛に示す、通盛云く、見る所甚だ堅固なるも此種のものは一たび試験するの後にあらざれば、果して如何を知り難し、能く敵前利及を防ぐに足るやと、大椽云く、我鎧師として修練年あり、今や全力を注いで此を調製す、若し此鎧に敵刃の入るあらば大椽生きて又見へすと、後一の谷陥り、平氏の誰彼皆船に逃れんとす、通盛亦その一人なりき、後方に人あり呼んで云く、我はこれ源氏の土木村平三と申す者、返し玉へ勝負せんと、即ち通盛三平と刃を合せ、右の脇腹を切られて汀に斃る、此報傳へて美作大椽に至る、大椽即ち持佛堂に入りて深く自及し以て通盛に謝す、古武士の面目は然諾を重んずる所に在りき、大椽一鎧師の身を以てして此の如し、

人生の事生命を賭するの大事に至りては多きに非ず、一舉手一投足能く然諾に報ゆるに足るもの少からず、唯着實慎沈敢て輕舉浮華ならざるの注意あれば可なり、吾人大に感ずる所あり、記して以て自ら戒む、

○米國監獄内容の一部

日比谷 鐵 理 居 士 投

監獄の社會上に於ける價值に付歐米學者は説明して云ふには監獄は文化の反映だ故に其處遇の方法

は感化主義を以て俟つべきものと稱へ大に其聲を高めつゝあるか翻て吾國の狀況はドオダカと云ふには是又同様の感しかして着々歩を進めつゝあるは寔に結構なことであるか乍去仔細に其内容を調査すればなかなか學者か机上に於て論ずる様なものでは恐らくないと思ふ矢張戰慄時代の遺物たる毆打とか絶食とか言語同斷の處遇に出づる形積のあることは彼我同様の感しがして苦しいことは思へども實際の上より見れば實際頑迷極りなき職業犯者の如きものに對しては事實上痕跡の残らざる程度に於て苛責の處遇をなすこと致方がないじやない實際をおせなくては紀律を保つことが六ヶ敷のである殊に戒護力の不足なるときに當りては一層其必要を認めるよふてあるそこで我國の事例に付ては御免を蒙りて外國例就中人權尊重主義の盛なる米國の事例に付て一寸御報告の勞を採ることゝしませう

犯罪事實 北海道函館區西濱町小川彌四郎所有船西海丸金勢丸に同區杉村雄太郎外乗組員三十名明治四十一年三月廿二日函館を解纜し翌四月廿八日米國セントポトランドに着し夏期の漁業を了へべりソング海に向ひたる所米國官憲の爲に密漁したるものと認められ捕縛せられ公判の末各一人六百弗の罰金に處せられ若し完納せざるときは一日二弗に換算し苦役に服すれば八ヶ月に減すべしとの宣告の下に某監獄に拘禁せられたり其處遇法左の如し

食事 少量の麵麩及水 一日二回

病疾

何病にても常に舍利鹽のみを服せしむるを以て烈しく下痢し爲に身體衰弱して起つこと能はず現に西海丸の銃手日宗久太郎は之が原因にて本年六月廿三日怨を呑んで牢死したり

二晝夜の間室

食料が少量の麵麩と水のみなるを以て營養不良を來し爲めに病氣に罹るもの多し然れども病氣なる旨を申告すれば直に舍利鹽を投せらるる恐あるを以て我慢に我慢を重ねるも往々疲勞

の爲めに休憩するの已むを得ざる場合あるをこで一寸休憩でもすれば直に命令に違背する者を見做され二晝夜の闇室に幽閉せられ食料は僅かに一日一片の麵麩のみを與ふるに過ぎず寢具とすべきもの一もなし僅かに整石を寢具に代ふるものとす爲めに忽ち數十名の病者を生したり云々

以上報告により之を判断するに單純なる罰金刑者に對してすら如此き處遇とすれば職業犯者の如きものに對しては實に思ひ共に過ぎざるべし(外字新聞記事翻譯)

○京城雜俎

安永春雨

△雨の京城 韓國は三日寒く四日温かく、それが十三道の天則となつて居る。冬でも夏でも、この天則的氣候の爲めに、生活もしやすいのである。しかし、雨の至て少ないのは、吾人大和民族にとりては、不快である。韓人は雨の少い爲めに、防雨の器がない、笠冠の上に、日本の傘をのまゝの、小さいのを、いたゞいて、雨を冒して、歩いて居る。近ごろは洋傘をさすものも、テラホラ見ゆるが、それはハイカラ輩である。祖國にありて、曾て韓國の暴徒は、軍隊よりも雨を畏るゝと聞いたとき、不可思議千萬に感じたが、来て見れば、聞きしに勝る雨さらひである。昨年の雨季には、京城の日本人の住むで居る處は、石垣が崩れる、道路が川となる、それは、甚だしき慘狀であつた。昨年の雨季には、日本人の繁昌第一の場所たる本町通りは、泥濘腫を没し、高下駄も、長靴も、泥路難を嘆じ、韓稱泥鰌の名に負がなかつた。今年の雨季には、民間役所の奮勵と警察署の盡力とに因りて、街路は砂礫で固まる、川流は手入れて流るゝ、糞尿はたれ流しがへる、餘程凌ぎよく、氣持よくなつた。し

かし、まだ、痒い處に手の届かぬ心地することもある、隔靴搔痒の感は免かれぬ。と云ふのは、去る七月十日の驟雨のとき、散人は龍山から降られ降られて、歸り來りしが、南大門の外で三四の電車が停留してをる、何故かと熟視すれば、門の方より停車場の方へ傾斜せる街路が、一時間ばかりの雨で、悉皆砂で軌路を埋めたのである。又た洪雨、大雨には泥砂を洗ひ流がすので、反りて歩くに困まらねど、蕭々たる細雨、霏々たる微雨には、降るにつれて、踏み亂だす、それは、なかく、歩きあしくなる、味噌汁そのまゝの街路となる。元來この本町通といふのが、韓人の裏町、場末であるので、其幅約二間に、足らぬ位である、それが今日の繁昌では、東京の銀座通になつてをる。右行の警察令はあれど、とてもそれを勵行しては用が辨せない、それゆえ、右往左往で、肩摩轂撃の有様味噌汁をばせし日ときたら、自分ばかり用心して、他人から不意打をくらつて、あつたら晴衣も、黄泥點々の馬鹿を見る。ああ、雨の京城は不愉快である。

△風の京城 雨に反して、風は京城の樂天地を書き出すのである、三伏の半でも、南山の公園に遊べば、涼しき風は絶へず吹いておる。朝も、晝も、晩も、夜も、いつも涼しい風のない時はない。

△水の京城 昨年の春夏の交は早魃で、井戸には、錠をかける、水泥棒のある、散人の如き下宿生活のものは、水攻に遭ふて、洗面だけは出来ても、晝間汗になつて、歸宿しても、身體の拂拭に供する水さへ興へられざりしが、今年は雨量は増す、水道は開ける、水の不自由は無くなつた。

△火の京城 火事、地震、雷、親爺は、人間の四長であるとして、大和民族は警戒してをる。京城も、火事の神は、時々見舞はれるので、消防の軍隊も、そろゝ訓練されつゝある。今年の春は火事の連發

で、寒心した、民間役所の裏手の火事、本町座の火事、明治町下宿屋の火事、皆、同胞の家を烏有にした。それに、韓人街にも、清人街にも、二三の火事はあつた。火事のため、同胞の民團は勿論、兵營よりも、消防隊出て、韓國の宮内府よりも、それが繰り出し、何事も、日韓協同でやる、日韓一

家の事實を證明してをる。
 △金の京城。母邦の金を、韓國に持參して、同胞が、働いて、それを分けるのであれば、決して韓國の世話にも、厄介にも、ならぬのである。しかしながら、黄金の魔力ほど、強いものはない、畏ろしいものはない、今や京城の天地は、高利貸の得意時代、質屋の全盛時代、貸家持の收穫時である。高利貸の鼻である。
 △雪の京城。氷の京城。それも三ヶ月の後には來るのである。それはまた、その時に語りませう(八月廿五日の夜)

統計

明治四十二年七月末日現在々監人員表 (△、減)

刑事 被告人	男	女	計	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
				現在	減	現在	減	増	減		
刑 者	六、七八七	三七五	七、一六二	七、一八〇	四、四三六	△	一八	二、七二六			
勞役場留置者	八二一	一一二	九三三	五六、四九九	四七、三二一	△	一、五三三	一〇、七一			
懲 治 人	八五一	七八	九二九	九九〇	一	△	五七				
携 帶 兒	四八	四七	九五	九六九	一、三三四	△	四〇	△	四〇五		
總計	八、二二一	五二七	八、七四八	八、一七〇	五二、一〇〇	△	一、五三三	一〇、七一	四、〇五	四一	

本表中外國人ヲ国籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

總計	監獄		留置場		計		刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合	計
	獄	計	場	計	計	計							
六、二二一	三、八二六	六六、〇三七	二一五	一、一一四	六四、七六五	一、八三五	二九	四	二	一	一	二、二八〇	
八九九	二一五	一、一一四	六七、一五一	六五、七八一	九五三	一、三三〇	六	二	一	一	一	一、四二七	
六三、一一〇	四、〇四一	六七、一五一	六五、七八一	五三、一四五	一一、二七二	一、四二七	二	二	一	一	一	二、二七〇	
六三、一一〇	四、〇四一	六七、一五一	六五、七八一	五三、一四五	一一、二七二	一、四二七	二	二	一	一	一	二、二七〇	

明治四十二年七月末日現在々監人員監獄別表 (△、減)

關	監獄名		刑事被告人		受刑者		勞役場留置者		懲治人		携帶兒		合	計
	東	市	告	人	受	刑	留	置	懲	治	携	帶		
東	一、三五三	x	二四	八七七	二	一	一	一	一	一	一	一	二、二八〇	
市	一	一	一	一、四二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一、四二七	
東	一	一	一	二、二七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二、二七〇	
東	二〇四	x	四一九	一、一一六	三〇	x	二七	二二六	二	一	一	一	二、〇二四	

明治四十二年七月末日現在受刑者刑名表 (△減)

總計 五四、六〇四 三、四二八 五八、〇三二 五六、四九九 四七、三二一 五三、三〇七 七一、一〇〇 三八四 一、一〇二

備考 一本表ノ前年同月末日ノ刑名ニ付テハ便宜上詐欺及ヒ恐喝、横領ニ對シテハ舊刑法ノ詐欺取財及ヒ受寄財物ニ關スル罪ヲ文書、有價證券偽造、印章偽造ニ對シテハ舊刑法ノ官印、官文書、私印私書各偽造行使罪ヲ又殺人、嬰兒殺ニ對シテハ舊刑法ノ謀殺故殺罪ヲ各合算比較シ其他新舊法ノ各罪名及ヒ内容ノ相異アリテ對照シ得サルモノハ以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪ノ欄ニ算出シ以テ其増減ヲ示ス

刑 罰	無 期 懲 役		有 期 懲 役		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
	男	女	男	女					
	計	計	計	計					
無期徒刑	三三二	五	三三	三	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
十五年未滿	三三四	一二	三四六	三〇八	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四
十年未滿	一一九〇	二六	一二一六	一〇四九	一一九〇	一一九〇	一一九〇	一一九〇	一一九〇
五年未滿	二、九三二	一三六	三、〇五八	二、七〇三	二、九三二	二、九三二	二、九三二	二、九三二	二、九三二
三年未滿	二、六四九	一六九	二、八一八	二、五三二	二、六四九	二、六四九	二、六四九	二、六四九	二、六四九
一年未滿	八、一三一	五〇一	八、六三二	七、六三一	八、一三一	八、一三一	八、一三一	八、一三一	八、一三一
六月未滿	六、三六六	四一八	六、七八四	六、一七五	六、三六六	六、三六六	六、三六六	六、三六六	六、三六六
二月未滿	四六六八	四八五	五、一五三	五、一五三	四六六八	四六六八	四六六八	四六六八	四六六八
計	一四一	二二	一六三	一六〇	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
無期徒刑	二六、四〇一	一、七六九	二八、一七〇	二五、七一	二六、四〇一	二六、四〇一	二六、四〇一	二六、四〇一	二六、四〇一
十五年未滿	一、六六二	八五	一、七四七	一、七四五	一、六六二	一、六六二	一、六六二	一、六六二	一、六六二
十年未滿	三、一七五	二九五	三、四六八	三、四九五	三、一七五	三、一七五	三、一七五	三、一七五	三、一七五
五年未滿	二、四八九	三七五	二、八六四	二、八九〇	二、四八九	二、四八九	二、四八九	二、四八九	二、四八九
三年未滿	三、〇七二	一七二	三、二四四	三、二九七	三、〇七二	三、〇七二	三、〇七二	三、〇七二	三、〇七二

刑 罰	無 期 懲 役		有 期 懲 役		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
	男	女	男	女					
	計	計	計	計					
無期徒刑	五三、五三一	三、一四三	五六、六七四	五五、三二六	五三、五三一	五三、五三一	五三、五三一	五三、五三一	五三、五三一
十五年未滿	二、六九九	二八	二、七二七	二、七八三	二、六九九	二、六九九	二、六九九	二、六九九	二、六九九
十年未滿	五、九七一	一一九	六、〇九〇	六、二〇八	五、九七一	五、九七一	五、九七一	五、九七一	五、九七一
五年未滿	六、七三〇	二〇六	六、九三六	七、五二二	六、七三〇	六、七三〇	六、七三〇	六、七三〇	六、七三〇
三年未滿	八、七五	六一	九、三六	一、〇六	八、七五	八、七五	八、七五	八、七五	八、七五
一年未滿	四〇一	二五	四二六	四九八	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一
六月未滿	二二	五	二七	三六	二二	二二	二二	二二	二二
二月未滿	一六、六九八	四四四	一七、一四二	一八、一五三	一六、六九八	一六、六九八	一六、六九八	一六、六九八	一六、六九八
計	二	一	三	二	二	二	二	二	二

刑	法			計
	輕	禁	銀	
	三年未滿	一年未滿	三月未滿	
三年以上	二			二
三年未滿	八			八
一年未滿	一			一
三月未滿	一			一
計	一一			一一
拘留	七			七
初犯	一、〇〇一			一、〇〇一
再犯	二八五			二八五
計	一、二八六			一、二八六
總計	二四九二			二四九二
累犯	二五、六二八			二五、六二八
計	九三七			九三七
計	三二、四〇四			三二、四〇四
計	三三、一六〇			三三、一六〇
計	三〇、三八二			三〇、三八二
計	五八、〇三二			五八、〇三二
計	五六、四九九			五六、四九九
計	四七、三二一			四七、三二一
計	一、五三三			一、五三三
計	一〇、七一一			一〇、七一一

救護事業

○出獄人保護成績

前橋監獄 上田定次郎

新刑法の實施に伴ひ免因保護事業の普及方に付き一段の緊切を加へたることは今更説明するの要なき所にして各地方到る所監獄當局者は勿論社會の各階級に屬する有志又は慈善家の注意を惹くに至りたるは洵に喜ぶべき事實なるが、倍併しなから吾が國の免因保護の施設方法に就ては從來未だ定論として認むべきもの之れ無く從て各地當局者は今日未だ種々の方法を講しつゝあつて今尙ほ研究時代に屬すると云ふも決して過言にあらずと吾輩は信するのである。

其れに就ては我が前橋監獄に於ける免因保護の方法手段に付豫て本誌に紹介せしとあれは強記なる讀者は尙ほ記憶せらるべしと信すると同時に、吾輩は茲に前來本誌に掲載したる方法に依り出獄人を保護したる既往六ヶ月間の成績如何を報告するは當に無用にあらざるのみならず之れに因て以て聊かなりとも將來各地に施爲せらるべき保護事業の參考とも爲すことが出來たならば吾輩の最も光榮とする所である。

吾が前橋監獄の放免者保護に關する規程は本年二月群馬縣令第十一號を以て發布せられて以來、吾が監獄より釋放者ある毎に必ず刑期滿了十日前迄に放免準備の審査を遂げ釋放者の年齢、行狀又は改後の有無如何に依て或は直接に橋本看守(橋本保護園經營者)をして其歸任地迄送還せしめ親族、保護者又は町村長、學校長若しくは警察署長等に自ら當該本人の保護豫防法に付て懇談妥協せしめ又或る者に對しては停車場に送りしめ、歸住地又は最近の地に到達すべき乗車券を購入交付する等の便宜を與へ若くは親屬故舊の出迎者に對し懇懇に保護の方法に就き訓諭誠告を加ふる等、以上は釋放時に於ける直接保護行爲にして、其他の者に對しても尙ほ保護の必要ありと認むる者は悉く歸住地の警察署長及町村長に對し本人の在監中に於ける諸般の狀態を通知し且つ適切な保護を加へられんことを照會するを以て例とするものなり、然るに本年二月保護規程發布以來吾が前橋監獄より釋放せしものに付其成績の概要を調査するに、群馬縣管内に向て釋放せし者、男二百四十六人、女八人、計二百五十四人の内他府縣へ轉住又は行衛不明再入監等にて現在保護を脱せし者合計六十九人(男六十六人女三人)なるを以て現在保護中に在る者合計百八十五人にして尙ほ之を職業の有無並に改後の有無如何に區別するときは左表の事實を示して居る

現在保護中の者 四十二年六月三十日

種別	改後ノ狀アル者	稍改後ノ狀アル者	改後ノ狀認メ難キ者	合計
職業ヲ有スル者	四〇	七八	四一	一五九
男	一	二	一	三
女				

此時彼は今までの罪惡を悔ひ眞人間にならうと心底から思つて居るのに父は死し他に兄弟なく姉妹なし彼の親戚や近隣の者は蛇蝎の如く嫌ふて居るのであるから其出獄せるを聞き痛く不安の念を抱き思憚して言語をも交へぬと云ふ有様、そこで忽ち生計の途に窮し、世無情なるを感じた畢竟自分の惡業の招く報ひとは思ふものゝ今度は全く監獄の官吏方にも改悛の情ありと認められ自分でも眞面目に働き決して再び罪を犯すことは爲すまじと誓つて居るのである、然に周圍の事情は豫想外で翻善を認容して呉れない日々糊口の困難は身に迫るのである若し此狀態で過ぎたらんには餘儀なく法網に觸れるに至らねば己まぬと云ふ境遇に沈んだ、私は此時彼の苦悶を感取した、今彼の苦哀を酌み之を救拯するのは自分の義務であると信じて取敢へす私の寺院に引取つて世話をするにしたら、これが經營するにまで繼續するに至つた抑もの始めであります。爾來種々論議もし手数を盡して遣つたので彼も今日まで繼續するに身が落付く愈勵みが出て業務が運ぶ、儲けは多くなる、面白味が出る、其間に子供は産れる、人間の幸福を知るようになり今まで自分のみが世間の薄倖者であつたかの如く世間は冷酷齒して呉れぬと思詰めて居つたのが反對に幸福である、渡る世間に鬼はなしと云ふように満足するようになったので今日では豊かに一家を經營しつゝあるのであります、そこで自分は總て人間は惡事をして社會から蛇蝎されて居つて再三再四監獄の厄介となり警察に迷惑をかけ所謂手に追へぬと思ふ者でも早晚其非を悟ることがあるに違ひない、どんな惡い者でも又死刑に處せられる者でも死に臨んだ際には皆惡い事は出来ぬものである、自分を手本にして世間の心得違ひの者を誡めて貰いたいと心から申出るではありませんか、之を放任せずして一日も早く眞人間になるように導いてやるのが何よりの功德でありましやう薄志弱行から立たして轉はぬように見てやりたい、此念一たび起つて今日まで繼續して居るのであります

雜 録

富山監獄職員の爲めに同監佐久間監獄醫に疲勞に就てミ腫し
土倉政師は修養の根本義と題し何れも一場の談話をなせり
其要旨なりとて同地の一會員より通報ありたるが参考するの
裨益少からずと信するを以て左に掲ぐ

○疲勞に就て

富山 佐久間監獄醫談

了解易き便宜の爲め左の如く區別して話し升、

(疲勞の意義) 身體及精神の作業力減少なり、なほ簡短に云へば、仕事を爲す力の減少なり

(疲勞の原因)

(1) 生活細胞の中毒、即ち先廢物蓄積より毒物を生じて中毒せしむるなり、之れは身體及精神を活動せしめて后、筋肉の化學的試験を行ふに、神經細胞は、普通より小くなるを以て證明せらる

(2) 酸素の欠乏、疲勞筋肉を試験して證明せらる

(3) 神經筋肉を活動せしむるに要用なる、營養

物質の減少、之れ亦、試験により確めらる、尙以上にて説明し得べからざる原因あり、夫れは心理學の説明を要するのであるが、専門家に譲る

(疲勞の經過) 仕事を始むる間際よりは少し時を経たる後には疲勞を感せず、正確に且つ迅速に完成す、殊に習慣により、熟練したる仕事には尙然り、其理は、血流増加して中樞を興奮せしむる、結果による、次で漸次仕事を進行して一度に達すれば、疲勞を覺ゆ、更に一定時を経は少しく疲勞を忘る、如此増減波線狀を劃ぐが如く經過す、非常に疲勞すれば遂に倦怠の感覺を知らざるに至る、之れ血管擴張して其弾力を失するに由る、次で尙一定限を越てなほ永續すれば、遂に快復すべからざる完全の疲勞症となるなり、

疲勞は使用せる一部分に止まることあるも、また進んで、中樞疲勞となり、全身に及ぼす、例之物を視つて始めは、眼筋のみの疲勞なるも終に進んで、全身の疲勞となる、而して肉體的

作業は精神的と、必しも一致すべきにあらざる

も大體に於ては相伴ふものなり、

一日中朝醒覺後、朝食後は元氣強盛なり、正午

より夜分には漸次減少するは一般なり、抑も睡

眠により疲勞を恢復して、元氣を養ひたる朝は

活動力の盛なること理の當然なり、不規則に且

急劇に仕事を取るは、疲勞速に來る、之に反し

規則正しき仕事は疲勞少なし、彼の勞働者は音

頭を取りて調子よく仕事するは、疲勞少なき理

なり、

年令體質其他種々の狀況により以上の要則を變

更するも先づ大要は此則による

(疲勞の診斷法) 注意力散亂、欠伸、睡氣、顔貌

呆然、甚しきは、頭痛、不眠、寐言、氣むづか

く、記憶不良、理解力不明、等により容易に判

斷せらる、また精神的作業を以て、疲勞を計り

知らんとせば、一定疲勞の後、筆記、運算等な

さしめ過誤の多少により推定すべく、身體的作

業の疲勞を測定せんと欲せば、中指に重錘をか

け其擧上する時間に、幾何重量なるやを見知ら

ん哉

諸君は四六時中、活動しつゞけの劇務に従事せら

る、を以て、身體及精神の疲勞は、睡眠を除きて

は、他に休養の途なく、宜しく過勞に無益の時間

を費やして、必要の睡眠休養時間を短縮し以て疲

勞を招き易からざらしめんとに御注意ありたく、

また、時に休暇を得らるゝの日は、鬱散に適當の

時間を利用せられんことを希望す、

終りに繰返して申上置升は鬱散と、睡眠は、最よ

き身體及精神の休養で疲勞の大妙薬と信します

○修養の根本義

富山 土倉教誨師談

修養とは議論でもなく研究でもなくて、聞て實行

し見て自覺するにありといふことは、是迄て屢次

御咄しいたしたる次第なれば、更に繰替へす必要

なきやうなれど、さて世の中には往々聞て聞捨て

見て顧みざる處から、毒手にかゝり魔語に唆かさ

るべし、また一法は、グリノスバツハ氏「エヌテ
ジオ、メートル」之れは感覺鈍麻を計りて知る
法なり(實地測定法を示せり)

(疲勞の豫防的治療法)

(1) 一定時勞働の後休食して、疲勞を恢復すべし

(2) 過勞は睡眠を充分になして復舊す

(3) 散歩運動或は普通仕事のととき即ち身體を活動するには生理的の位置姿勢に注意を要す

(4) 練習は趣味を以て仕事に耐ゆることを勉むべし

(5) 生活力を減退せしめざることを勿論營養を適當にして體質を強健にすること必要なり

(6) 衣食住共に不良衛生の狀況を避くること

大要以上の如く夫れ、夏季は睡眠不足し疲勞し易く疲勞しては活動しがたく、たとひ活動し得る如く見ゆるも夫れは無力性の活動にて無益なり、尙ほ、屢々疲勞永續せば、遂に神經衰弱症に陥り甚しきは、疲憊精神病を誘發し、快復すべからざる不幸を見るところあり、また疲勞は間接には傳染病菌の

れ、果ては自分の一生涯を誤る人なきにあらざれば、再ひ茲に修養上の御咄しを申上るも、決して

贅言ではなからうと信じます。

修養といふことは、近來の流行語にいたしました從來は餘り見當らぬ言であります、佛教杯には修行とか修道といふやうな言は、處々に散見するも、修養の語は幾んどありませぬ、然らは何にから恠ういふ言を探し出したかといふに、之れは英語のカルチーユアーションを翻譯したのでガルチーユアーションとは、元來耕作といふ意味の言はにして、御承知の如く田や畠は鋤鎌を以て耕し草を取り去り、水を灌ぎ、適當に肥料をやらなければ、漸く荒れゆくものであります、今私共の心田も

そうで、始終修養に注意し耕作に努めなければ、凡人は益々凡夫となり下るわけでありますから、平素に於て心田の耕作修養に怠りてはなりません。

皆人、修養に關し縦論横説、既に盡くしたる如くなるも或は實際に遠かり或は理論に流れ、その根本義に就て我意を得たるものに、未だ蓬着せざる

は、甚だ遺憾の極みであります、それについて、

こは私の愚案ではありますが、修養の根本義は反省の二字にあると思ひます、孟子は嘗て『學問之道無他求其放心而已矣』と云はれましたが、この放心といふは乃ち本心にたちかへり已れを反省することであり、論語に『曾子吾日三省吾身爲人謀而不忠乎、與朋友交而不信乎、傳不習乎』と申して、毎日、自身を三省したとあります、省は和訓カヘリミルとも、ハブクともよみますがハブクはカヘリミテ悪い所をヘブイテゆくのでありますから、畢竟同じ意味になるのであります、今私共は身體と精神とを修養するに當りましたは實に此の曾子の如く、時々刻々夜となく晝となく屏所に在りて雖も自分を反省してゆくことが最も肝要であり、若し何にも思ふことなく、唯た徒らにボカンとして居りましたならば、それこそ忽ち身を誤り一生を不幸に送つてせねばなりません、私は修養の根本義は一に唯た反省にありと申したのであります。

修養の根本義は、いよ／＼反省にありとしますれば、何にを反省するのであるかといふに、言ふ迄を除し、前に線香の一本も焚き、思を潜め意を正しくして考へ、或は論語の一句でもまたは經文の一語にても御讀みになりたらは、必ず自分の精神界裡に切實なる反響の勃發する時期があらうと思ひます、トカク修養の要義は省察と養存であります、孔夫子は『見賢思齊焉、見不賢而内自省也』と申されました、私共も賢者を見ましたならば、何うかしてア／＼のふ人になりたいたいものと希望し、不賢者を見ては、決して之を輕んずることなく、寧ろ自分も又たコンナニ愚てはないか、過失はないかと、心中、私かに省みなければなりません、之ぞ修養の根本義であらうと存じます。

○練習所の卒業證書授與式

(第一回練習所を閉づ)

豫期の如く客月十五日監獄官練習所は卒業證書授與式並閉場式を擧げたり式の順序は同日午前九時生徒一同着席し次に職員は來賓を導き着席するや眞木理事は修業證書授與式擧行の挨拶を爲し小山練習所長は生徒總代に修業證書を授與し續て監獄

でもなく自己の本心を省みるのであります、古代希臘のデムヘイの殿堂に、一面の額がありまして其中に『汝自らを知れ』とあつたのでありますが、『此の汝自らを知れ』の語は、極めて簡短でありますれども、その意味は誠に深長であります、縦横六萬里、上下三千年、聖賢達者の教へど雖も要は『汝自らを知れ』との使命より外ありません、彼の釋迦如來様が御出衆なされた眞意も、自己その物、即ち本來の面目を知るにあつたのであります、そして、御釋迦様は何ういふ風にして本來の面目を明らめたかと申すに、石上樹下、難行六年、苦行六年、合せて十二ヶ年の修養を積られたのでありますから、佛教に謂ふ處の修養の根本義は坐禪であります、坐禪のことを梵語(印度の古語)ではジャーナと申しまして、謂はゆる一種の反省法であります、それゆゑに、ジャーナは漢譯して靜慮といひ、乃ち結跏趺坐して諸縁を斷ち、諸願を放捨して、非思量底を思量するのであります、依て皆様も眞に精神を修養せむとの志あるならば、坐禪とまではゆかずともせめては朝早く起出て、室内を掃

官練習所の経過報告を兼ね一場の告辭を爲し次に柏原秘書官は司法大臣の祝辭朗讀松室檢事總長の祝辭朗讀あり尙眞木理事は山縣典獄の祝電ありたる旨を告げ終つて卒業生總代千葉監獄看守長小山鉦次氏の答辭あり此れにて證書授與式並閉場式を終了せり式後各別室に入り來賓並に卒業生に茶菓を供し正午の頃各退散せり當日重なる來賓は松室檢事總長、有松警保局長、花房統計局長、司法省參事官齋藤、大場、三浦の三氏柏原秘書官、三浦清水兩典獄並講師野田内務技師、三木、清水兩檢事、川村大尉にて小山本會々長以下眞木、藤澤、木名瀬、畑、森の各理事は専ら席場斡旋の勞を執れり、因に當初入所の練習生は五十八名なりしが宇都宮の降旗看守長は依願本官を免せられ膳所の奥村看守長は豫備少尉の軍籍に在るを以て演習勤務に召集され廣島の倉田看守長は重き脚氣病に罹り療養の爲め轉地したるより何れも中途退學の止むなきに至り前記の如く卒業者は五十五名となりたるなり、左に練習所長の告辭其他の祝辭及答辭を掲ぐ

小山練習所長告辭

此際一應本練習所の経過を御報告致したいと思ひます。本練習所を開きましたのは四月の十五日でございませう。翌十六日から授業を開始致しまして八月二日から五日まで卒業試験を執行致しております。學科は正科として廣い意味の監獄學といふことが出来ると思ひます。それから監獄法規、刑法、刑事訴訟法、犯罪人異動識別法これが正科でございまして、科外としては犯罪心理、統計、衛生、建築、刑事政策、保護教育、操練、尙ほ監獄教誨に就ても赤松連城師を聘して一場の講話を請ひましたし又見學の爲に巢鴨病院或は内閣統計局等へ講師が引率になりました。参りました。講師に願ひました数は總てで十五人でございまして四月から六月までは午前八時から午後の二時まで七月に至りまして午前七時から正午までとしました、これ等御依頼致しました講師諸君は何れも外に繁劇なる公務のあるお方々でございませうに、熱心教導を下されまして遂に本日修業證書を授與するに至つた

て置きました。私は一言修業證書を與へられまして看守長諸君に對して申述べやうと思ひます。既に開所式の時に當つても申述べました通り諸君は各監獄より選出せられて殆んど其代表的に此練習所へ這入られたのであります。故に諸君の功績を擧げ得られるか擧げ得られないかといふことは、監獄の名譽に關する次第であります。ところで今報告を致しまする通り練習期間の多くは暑氣が劇しかつたに拘はらず、缺席者の數は少ない又合宿所の方で聽ひて見ましても皆よく勉強をして居られたといふことである。併ながら此勉強して居られるのは今日此練習所で授けられた學問の話しであるが、學問だけが即ち言葉の上でのみ勉強した所が我々の監獄に於る職責といふものは盡せるものでない、即ち其學問を實地に應用せねばならぬ。實地に應用するに就ては能く受けたる學問を咀嚼し消化をして而かも統一をしなければならぬ。これから諸君は任地へ歸へられて充分よく其責任を盡されるやうに望むのである。而かも諸君は今回は第一

のでございませう。此機會に於て厚く御禮を申し上げる次第でございませう。

練習生は開所式の時に申上げました通り各監獄から現任看守長を召集されましたのでございまして中に二人出した所がございませうから都合五十六監獄で五十八人あつたのでございませう。其中遺憾でございませうが、三人といふものは中途で廢めまして遂に卒業試験を受けることが出来ませぬ爲に今日修業證書を授與致した數は五十五人より外でございませぬ。それから練習生の外に即ち現任看守長の外に東西兩本願寺に屬しまする僧侶、教誨師でありますとか或は教誨師にならうと致しまする者五人に傍聽を許して置いたのでございませう。それから練習生は在京の監獄の四人を除きまして其他は巢鴨監獄の合宿所に寄宿せしめて置きました。望によりまして七月下旬から二十六人だけの散宿を許して置きました。それから開所中に練習生の病氣等で缺席致しました者は人數に於て七人日數に於て二十日だけでございませう。御報告はこれに止め

回の事であるが、此後第二第三と續くか續かないか分らない、續くに致しました所が諸君が第一なのである。又續かせる續かせぬといふことは諸君が任地へ歸つて成績を擧げられるか擧げられないかといふことにも關係をするのである。折角暇を潰して修業せしめた處が一向役に立たなかつたといふことになれば、第二回以下は開くことが出来ないやうな關係があるのである。それでありますから諸君の成績を擧げられると否とは第二回第三回を引續いて開く開かぬに影響するのみならず、第一回の練習生であるのであるから若し續いた所が模範とならなければならぬのである。故に諸君は常に此監獄協會で開いた第一回の練習生であつたといふことを忘れず任地へ歸つて常に其事を念頭に置いて事務に勉強ならんことを望むのである。まだ申したいこともあるやうでございませうが、暑の時に長い事をいふのは宜しくありませぬからこれだけに致します。

監獄官練習所は第一回練習を終り此に修業證書授與式を舉行するに至れるは本大臣の大に喜ぶ所なり

本練習所の教習は其期間甚だ短きに似たりと雖も講師諸君の熱誠克く開所の趣旨を發揮し勤勉業に従ひ今や其課程を修了せるは寔に満悦する所而して諸子が是より各其任に歸り修得せる所を以て之を實地に應用するに當り職責更に一層の重きを加へん

抑も司獄の事業たる固より一朝一夕にして其成功を期すべきにあらざるを以て諸子は研鑽修養したる見識と周密なる用意とを以て大成を他日に期せざるべからず氣品を高ふし智徳を進め緩嚴宜に處するの道を講じ殉職の至誠終始一貫せば必ずや其功績の大に揚るべきを信ず諸子夫れ之を努めよ

明治四十二年八月十五日

司法大臣子爵 岡 部長 職

祝 辭

茲に第一回司獄官練習生諸士の修業を終り今や

むるは決して容易の業に非ざるなり若し時に司獄の任に在る者にして却て囚人の願使する所となるか如き不祥を見るに於ては當に當路者一個の責任のみに止らず行刑機關全般に亘るの功名譽たるに畢る可し斯の如くんば修業の效を一簣に拋擲するに等し諸士は修業を終りて其責任の一層重きを加へたるを自覺し能く練習の效果を全ふせられんことを切望す聊か所感を述べ祝辭に代ふ

明治四十二年八月十五日

監獄官練習所第一回練習生總代
千葉監獄看守長 小山 鉦 次

答 辭

維時明治四十二年八月十五日我監獄官練習所は第一回の講習を終り茲に修業證書授與の式典を舉げらる閣下及び諸賢貴臨の光榮を擔ひ司法大臣閣下並に檢事總長閣下は祝辭を賜ひ所長閣下は懇篤なる訓諭を與へられたるは練習生一同の銘肝深謝する所也

同願すれば櫻花と共に講筵を開かれて以來月を更ふるごと四親しく所長閣下の至懇至篤なる示

各任に歸りて其常務に就かるゝに當り式場の席末に列することを得たるは衷心欣快とする所なり去歲改正刑法及び改正監獄法の施行を見るに至り司獄の事業亦昔日と同じからず此秋に當り司獄の職に在る者は能く改正法律の精神を闡明して之を實地に應用し以て行刑に關する功績を擧ぐるに努むべきこと蓋し相當の措置なる可し而して諸士は監獄協會の機宜に適する計劃に依り其練習を受け之を終了することを得たり念ふに諸士の練習は其期間決して永きに亘らずと雖も其學ぶ所廣く其究むる所深くして新法に基き行刑の趣旨の存する本領を窺知し得たること毫も疑を容れず是に於て諸士は其任に歸りて自ら之を其常務に當行し又先輩として之を後進に授け率先指導の任に當り益々奮勵努めて其責任を全ふし以て行刑上の功績を擧ぐ可きの機會に接したるは余輩の慶賀措く能はざる所なり夫れ行刑の要は紀律に在り諸士の練習、攻究したる所のもの亦茲に歸す然るに紀律の言たるや至て單純明白なりと雖も之を實地に行ふて誤なからし

訓を辱ふし講師各位の熱誠なる薫陶に接して新進の學理と實務の方策とを修習し自ら適從する所を識り得たるは練習生一同の感佩に堪へざる所なり希くは他日任に歸るの秋各自教旨を體し之を實地に應用し斯道の爲めに盡し以て閣下及び諸賢の高論に背かざらんことを期せん茲に盛典に列するの光榮を得て更に任務の重且大なるを感せずんばあらざるなり聊か蕪辭を陳して答辭とすと云爾

監獄官練習所第一回練習生總代

千葉監獄看守長 小山 鉦 次

○逃走事故

△福岡監獄假監の囚徒逃走

(曲者外部より忍入相呼應して遁る)

西新町に新築中なる福岡監獄假監に拘禁中の囚徒持兇器窃盜輕懲役七年林藤次郎窃盜重禁錮五年船津一人の二名は何者とか通謀したるものと見へ本月七日午後九時頃頃監外より二名の者監内に忍込み監房の鎖鑰を開き前記二名を連れ出し逃走した

る珍事あり之に就て典獄の報告せる所左の如し
 今其顛末を調査するに逃走者は豫て或る者と通謀
 し居りたるものと見へ何者か同所西方に當る外柵
 を乗り越へ窓に忍び入り第二課事務所當直部長席
 の後棚の鍵箱内に在る同監々房鍵を窃取し之を以
 て扉扉を開き右二名を連出し西非常門の上へ茲に
 獄衣一枚脱ぎ捨ありを踰越逃走したるものにし
 て外部より入りたる賊及其時刻は確に判明せざる
 も必定之れ元在監者にして監獄の事情に通じたる
 ものなるべく従て日没後暗夜なるを奇貨とし忍び
 入り何處にか身を潜め時機の到るを窺ひ居りたる
 もの、如し而して賊は二名なりしもの、如く同日
 午後七時頃看守渡邊邦夫なるもの私用にて同所裏
 竹柵と西新町々有避病舎の間を通行するに際し監
 獄敷地内より怪しき一人の男子駆出したるを以て
 直に之を追跡したるも遂に其目的を達せず此時西
 方非常門の方向に方て口笛を鳴らすものあるを聽
 取したるに付多分一名は見張を爲し一名は内部に
 忍び入るの手配を爲し居りたるが如し尙賊は忍込
 むに先も現今建築中の看守官舎内に着衣下駄及携

帯の雨傘を置き充分の用意を整へたるもの、如く
 現に其品物は同所に遺棄しありたり逃走者を覺知
 したるは午後九時二十分頃同房者某の申告により
 たるものにして此申告に接するや否や柵の内外嚴
 重に搜索したるも何分暗夜のことにて更に踪跡を
 得ず就寢後監房配置看守は常に三名にして即ち
 一、二監及三、四、五監、各一名を付し一名は三
 十分休憩として巡警せしむ當夜も現に巡警中なり
 しも賊は其看守の他の監房を回る處に乘したるも
 のなるへし又第二課内は常に一名の休憩看守ある
 を以て鍵を窃取せらるゝ如き虞なき筈なるも休憩
 中入浴の爲め一時同所を外づすことあるに付此隙
 に窃取したるものと認む

△名古屋監獄の囚徒逃走

名古屋監獄拘禁中の窃盜犯重禁錮四年六月小川金
 治郎なる者は監獄附屬地官舎新築工事中の外役場
 より逃走し間もなく取押へられたるが其逃走する
 が爲め苦心したる跡を見るに參考とするものあり
 左に典獄の報告せる處を摘録す
 本囚は本月六日逃走せんことを發意し其の日出役

に際し大工用の墨差しに要する削り墨の解し汁小
 桶(約一升入の容器)に約八分目程を容れ之れを工
 事中の北官舎に持ち行き人目を避くる爲め同官舎
 にありし漆の明檜に移し床の間天井取り外しの出
 來得る所より持上げ隠匿し置き翌七日出役の際單
 長衣一枚を窃かに工事中の北官舎に持ち行き戒護
 者の隙に乘し前日隠し置きし墨汁に浸し黒色とな
 し之れを同官舎下便所に持ち込み豫備の短衣に
 包み隠匿し午前十一時工事中の南官舎の北方六疊
 の間に於て他の受刑者と共に午食を喫し其際戒護
 看守の隙を窺ひ自分の居所を脱し曾て用意し置き
 たる北官舎の下便所に到り就役服を脱ぎ黒く着色
 したる長衣に着換へ同時に聯鎖を取外し(其方法
 は手にて力を極めて外したりと云ふ)尙同便所内
 に一更にしたる吳産の中より一枚を抜き出し之れ
 を着用し同十一時二十五分頃外役場を逃走したり
 當日の外役受刑者は合計二十名にして其戒護は看
 守三名を以て之れに充て右二十名の受刑者に對し
 ては各片聯鎖を施し且異状なきを認めたる上出役
 せしめ午前十一時午食時に於て人員點檢を行ひた

る上工事中の南官舎内に於て喫飯せしめ同時に三
 看守も戒護をなしつゝ共に喫飯せり(看守ノ喫飯ハ交
 スヘク種ヲ命シアルニモ)而して午前十一時三十分の就
 役時に至り再び人員を點檢せしに小川金治郎が居
 らざるに心付き附近を搜索したるも見當らず始め
 て逃走事實を覺知したり、前記の如く逃走事實を
 覺知するや否や戒護看守は直に西門内に在りたる
 看守に托して受持看守長土屋清夫に急報せしを以
 て同看守長は看守部長三浦保と共に現場に出張し
 三名の戒護者中二名をして追跡捜査せしめ一名の
 看守をして殘囚を取纏め歸監せしめたり是れと同
 時に現場に駆付けける看守部長後藤正太郎をして
 第二課長看守長屋山朝太郎に報告せしめたり第
 二課長は直に追跡捜査の手筈を定め休憩中の看守
 及事務看守教習看守を繰り出し當休暇中の看守を
 召集追跡せしむべく當直看守長半文一郎を命じ
 終りたる際看守淺野七左衛門が捕獲引致したる旨
 報告に接し追跡の手筈を解除したり而して看守淺
 野七左衛門が捕獲したる次第は同看守は前日夜勤
 にて非直に相當し私用の爲め外出し名古屋市東區

奥田町小字半床横町を通行する際異様の風譚を爲せる者吳産を着用し面部を該吳産にて覆ひたる舉動怪しき者に出會したり同看守は露出せる脚部の蒼白なるを以て直に取押へ引致したるものなり捕獲の時刻は午前十一時三十五分頃にして逃走時より約十分を經過し監獄に引致し來りたるは午後零時十分頃なり

△樺戸監獄囚徒の逃走

同監獄拘禁囚徒二名共謀逃走したることは同地新聞紙に散見する所なりしが同監獄より本會へ特報せる全文左の如し

在監者逃走願末

茨城縣監獄部長平村兵部

強盜傷人 二犯

新田平民榮太郎事

無期徒刑

大塚 英 太郎

明治十四年十一月十三日生

強盜 六犯
有期徒刑十三年

靜岡縣監獄東沼津町木町

六百二十二番地平民大野熊太郎事

長 澤 國 吉

明治十七年四月二十日生

茨城縣那珂郡大賀村大字

薨災五十八番地平民

強盜 三犯
有期徒刑十二年

明治九年十一月二十一日生

大塚 英 太郎

右は當監獄拘禁の處明治四十二年八月二十日外役二組聯合にて囚員百二人之れが戒護看守五人携銃看守一人尙監督として看守部長一人を付し所屬地第二耕地水田草取に就業せしめたるに同日午前十時三十分頃看守の隙を窺ひ前記三名各連鎖を脱却し各自草刈鎌を携帶の儘逃走せしを以て直に擔當看守及携銃看守追跡して制止及發砲せしも更に應せずして益々疾走し現場より約十町許にして山林に入り其影を失ふ折柄他の外役先より看守部長一人看守一人之をして前記二人の看守と力を協せ山中の捜査に従事せしめ尙看守長及看守を派遣し一方非番看守長看守の非常召集を行ひ追跡捜査せしむと雖ども捕獲するに至らず因て捜索及張込を續

行せしに右逃走囚の内長澤國吉は本月二十五日午前五時三十分頃當別村字中小屋を通過せんとするを當監看守齋藤右膳之を認め直に追跡し外看守二名協力之を捕獲せり取調ぶるに逃走後山中に於て追跡且つ捜査の嚴重なる爲め各自離散し本囚は當監所屬地字赤川の山中に潜伏し二十四日夜に入り山中を出て赤川の農家に於て衣類等を窃取し之を獄衣の上に着用し普通人民を裝ひ當別方面に逃走せんとせしを取押へられたる旨陳述せり他の二名に就ては何の手掛りなく且つ附近農民よりも何等情報に接せず遂に捕獲するに至らざるは遺憾とする所なり

○岐阜縣下の震災

去八月十四日岐阜縣下を震動し人心怖々魂飛び魂消ゆるかと不安の念を抱かしたる震災に就て監獄に於ける被害は其筋に報告せられたり左の如しと

當地十四日午後一大激震有之其狀況並に被害等左

一 震動の發展は午後三時三十分四十二秒に始り

一 三秒半の後主要動に移り次で三秒半の後最大動に達し震動すること十五秒にして止みたるも爾後強微震數十回連續し本日に至るも尙時々震動致候

一 工場に在りし囚人は激震の際避災の爲め全部又は一部を一時場外に出したるも直に入場就役せしめ候

一 監房内に在りし被告人囚人等は激震中監房の鎖鑰は解きたるも未だ出房せしむるに至らずして止み候

一 震動強微連續し且電燈不點火の爲め夜間は監房其他要所に看守の非常配置を爲し候

一 突然の事にて一時多少騒然たりしも直に靜止し囚徒職員ども微傷だも無之一般に平穩無事に候

一 被害の箇所は

一 炊事場の煙突凡そ三分の二の高所に於て周圍に龜裂を生じ危険に付之れが積換修繕を要するの見込

二 陶器本竈に數箇の大龜裂を生じ素燒竈も同

機尚之れが煙突破損
 三 各所の屋根瓦の墜落其他破損多く未だ降雨なき爲め雨洩の破損箇所不明なるも蓋し多數の破損ならん

- 四 鍛冶工場の煙突貳本小破
 - 五 各所の塗壁の小破
 - 六 各所の電燈機の小破
 - 七 十八歳未満監房の小傾斜其他各監房の小破
 - 八 各所の戸扉硝子障子等の小破
 - 九 煉瓦塀の目漆喰の小破
 - 十 物置の天井の一部小破
 - 十一 檢身場其他天窗の小破
 - 十二 陶器竈内は恰も焼き上ぐべき半製品を一抔詰め込みたる際なりしを以て其未製品六分以上並に圓五郎及エプタ破壊多く作業上の損害凡そ四拾圓の見込
- 以上被害にして第一第二の復舊工事費用は多額を要し到底配賦豫算内を以て支辨致し難く第三以下は配賦豫算内に於て修繕する見込

を以て更に築造せざるべからざるに至れりと

○一ヶ月間懲戒免職人員

近來主務省にては判任待遇監獄職員の懲戒免職となる行爲事由を調査する必要あり毎月各監獄より報告せしめつゝあるが今一ヶ月間懲戒免職となれる人員並行爲事由を開くに七八兩月の分は左の如しと

免職事由

職務上の義務に違背したる者	七月	八月
職務に怠慢の所爲ありたる爲め	十五人	二十一人
監獄官吏たる威信を失墜する所爲ありたる爲め	七人	六人
	一人	三人

地方通信

○三池たより

萃原小作
 人の一世を過くるものは風前の燈火に似て頗る危険なる難路を涉り九死に一生を得波上再生の縁の如く明治四十一年九月二十二日三池監獄使役場宮

○安濃津監獄の震災

前項震災に就て安濃津監獄典獄の報告左の如し

十四日午後三時二十五分稍や強震有之候處幸ひ晝間の事にして因情には何等異狀無之建造物中煉化窯附屬煙筒上部より約三間餘の箇所にて其半面に一條の龜裂を生じ將來幾分修補の必要を生ずるに至る哉も難計候得共差當り使用上支障無之候其他分監共更に損害無之候條爲念不取敢此段及報告候也

○沖繩の震災

沖繩監獄よりの報告に依れば先月二十九日同地に稀有の地震ありたる由にて古老の言にも斯る強震は未だ曾て知らざる所なりと云始め些少の鳴動ありしが漸次震動の度を加へ午後七時三十分に至り最も劇甚を極むるに及びて家屋を動搖し那覇區内の如きは石垣を崩壊すること百數十箇所に及び死者一名負傷者數名を出せり監獄にては監房工場其他の建造物には被害なかりしも當時建築中にて既に八九分通り出來上りたる煉化燒窯は崩壊したる

の原坑内東五十六片本線巡視中炭函二十二個を聯結し四郵便本線捲立口より引揚中凡そ百間餘の上部より該炭函引揚に要する鐵繩切斷し恰も百雷の一時に落つるか如き音響にて何の猶豫もあらばこそ避くるに遑なく刹那の間可憫就役中なる二名の囚徒は悲惨の即死を遂げ果敢なき人の數に埋没し終れり之と運命を共にすへき予は不幸中の幸にも落下し來る優勢なる炭函に壓倒せられ左足大腿骨骨折及び脱臼し其他數ヶ所に輕傷を蒙り暫時は昏迷卒倒人事不省に陥りしが漸くにして蘇生するを得たり時に看守部長坂口岩藏氏其他數名の吏員來りて應急手當を施され直に擔荷に乘らしめ昇坑の上醫務所に於て醫務所長宮川嘉久藏の手術を受け専ら自宅療養に怠らざりしが經過不長にして容易ならざるの症狀を呈したるを以て宮川所長は上級監督者と協議の上遂に三井炭礦病院外科部長醫學士河村一郎氏と立會の上大手術を施され爾來慈愛深き千頭典獄殿より該病院に入院を認許せられ療養十ヶ月に渉るも何分局部の疼痛尙己まず起臥屈伸等頗る困難を感し歩行の如きも自由ならず杖

を力に屋外に運動を試むるのみ回顧するに月日に
 關守なしとやら指折り數ふるに本年九月二十二日
 に至らば彌一週年なり斯の如き長日月寡からぬ治
 療料を給與せられ頗る優待せらるる感極つて幾たび
 か飲泣す勤務に服しつゝ傷けりとは云へ仁慈なる
 典獄の深き誠意より出づるに外ならず此鴻恩に對
 し何を以て報ゆべきや今は唯優渥なる待遇に遺憾
 なしと感ずるの外多く語るを得ず一言事實の報道
 に紙上を瀆し厚く感謝の意を表す

○千葉元より

大津節 室報

(小山看守長慰勞茶話會)

千葉監獄看守長小山鉦次君は曩に監獄官練習所へ
 入所を命ぜられ八月十五日首席を以て同所を卒業
 せられたるに依り大塚鎌田島崎和田各看守長幹事
 となり職員一同は同氏の爲め同月十七日看守教習
 所に於て慰勞會を開催し且つ紀念品を贈呈したり
 同日午後六時主客席整ふや谷田第二課長は獨特の
 流辨を以て壯快なる開會の辭を述べ次に大石一課
 長は典獄の傳言と予の希望なりとて諄々數百語言

々句々真情より出て場内恰も水と打ちしが如し！
 次に小山看守長は柏手喝采に迎へられ式卓に臨み
 襟を正し徐ろに口を開き不肖鉦次本年四月入所の
 恩命に浴し爾來所長及諸講師の厚き提擢と本監職
 員各位の御聲援とに依り漸く業を卒へ歸廳するに
 至りたるまでにて諸君の御希望に副ふの力乏しき
 を愧づと極めて謙遜なる答詞を述べらるる夫れより
 茶話會に移り談笑の半に大塚幹事は大津教務所長
 より一場の座談を願ひたしと呼ばる哉同氏は快諾
 直に起立し今回君に記念として贈りたる茶器(壺
 具)花瓶(壺對)の延喜を述べ「更にこれからは愈
 々菊の盛りか那」と云ふ即吟を呈し以て同君の發
 展と健康とを祝され談話舊に復し 和氣滿堂涼風
 徐來の頃谷田第二課長の閉會の詞と共に何れも散
 會せり

○臺灣より正誤申込

編者曰く去る六月監獄協會誌に臺灣の保護事業狀況の題
 下に掲げたる保護人員に相違ありとのことに左の通り
 正誤申込あり訂正の爲め全文を掲ぐ尙正誤人員に依り爾
 *同事業の發達せるを見るへし

質 疑

拜啓時下酷暑の候愈御勇健奉賀候陳者本年六月二
 十日發行貴會雜誌第六號雜錄掲載記事「臺灣の
 保護事業狀況」の項中に於て「創設以來本年三月
 迄に六十七名を保護せる由にて其内臺灣土人二十
 九名内地人三十八名にして云々」と有之候處右員
 數は本年三月中の保護人員にして創設以來の保護
 人員には無之候即ち創設以來本年三月中迄の保護人
 員は總計二百九十七人其内臺灣土人百六十人清國
 人七人内地人百三十人にして月末現在は五十一名
 に有之候

本島保護事業の狀況に付ては當臺灣監獄月報に於
 て常に報導致し居候間其真相を誤らるるの虞れも
 有之候に付毎號貴會にも進呈致し居り候故御参照
 の上右該記事可然御訂正相成度此段及御依頼候也

臺灣總督府法務課内

臺灣監獄月報發行所

編輯部

監獄協會内

監獄協會雜誌編輯部御中

(一) 受負契約工錢は等一科程に對する工錢を以
 て定むるの旨趣なりとのことなるが受負作業原
 簿乙の人工は毎日各因の仕上高を集計し之を等
 一科程に除し其得たる商を何十人何歩として掲
 上し作業日課及月表に掲ぐる就業人員と別整理
 とすへきや

答 等一科程に對する工錢を以て就業者の賃金を
 定むる旨趣の通牒は主として受負工錢徴收上の
 方法を釋定したるのみなれば御見込の通り取扱
 はるへき義なり

(二) 前項人工を双方吻合せしむるものとせば官
 司業委託業中數量科程を以て整理せる業種も亦
 受負業と同例に依らざれば整理上支障を生ずる
 の感あり如何

答 前項答に依り了承せられたし

(三) 製品に甲乙あり其全部出來上らざる内は甲
 とすへきや乙に編入すへきか未定の場合ありて
 日々受負業作業原簿乙に人工登記上支障あり此

の場合に於ては日々人工を甲乙に分たす其儘併記し月末に至り其月中製品の出来榮に依り人工を甲何人乙何人と區分し同簿契約一人當工錢及月計人工の欄を甲乙に分割夫々記入整理すへき

や

答 技能を熟達せしむる必要上就業者に對する見積工錢に等差を設け假へは注文に適合する製品に就き工錢額を定め注文品以上の出来榮ある精品を上等品とし未だ注文品に達せざる出来榮の粗品を下等品とし先づ之を標準として一ヶ月の成績に依り右適合品に對して工錢を増減する方法を設くるは差支なし故に右の場合に於ては受負者に對する工錢額は適合品に對する工錢を以て定むへき作業規程の主旨なり故に貴監の從來の方法は變更するを要すと信す

(四) 歳入概算書中四徒工錢及製作收入實收額調書工錢收入の人工は受負者(委託勞役とも)より工錢を徴收せし人工を掲げ不就役人工は日課表不就業の集計を掲げ事實突合せさるも差支なきや

答 歳入概算書中に掲ぐる人員は總て從前の通り就役、不就役の延人員即ち實際出役人員により掲上するものとす

(五) 監獄法施行規則第十六條第二項に依り刑事訴訟法第三百十九條第二項第三、四號に該當し刑の執行停止の爲め出監せしものの賞與金は釋放にあらざるに付一時支給を停止し其事故の止み再入監し刑期終了釋放の際前後の賞與金通算支給すへきや若し卑見の如しとするも同項第一、二號の場合に於ては事故終了の期豫測し難く之を右第三、四號に準するは如何にや

答 刑の執行停止の爲め出監せしものの賞與金は監獄法施行規則第七十五條に依り取扱ふべきものなり

(六) 前項の場合に於ける刑執行停止の爲め出監せし月の賞與金は現實月の末日在監せざるも在監し看做し計算し置くへきか
答 右出監の月賞與金に付ては同規則第七十條第四號の規定に依るものとす
(七) 改正の勅令第七十二號看守給與品規則中

貸與品中卸又櫻花章の一項追加せられたるが上衣の卸及領章茲に帽領紐の止め卸等悉皆包含する義なるや
答 總て包含する義なり尙外套に付着する卸も同斷

叙任及辭令

- 依願免本官
 - 千葉監獄詰ナ命ス (山口) 看守長 三浦 知憲
 - 宮城監獄石巻分監長ナ命ス (宮城) 看守長 秋元 源次郎
 - 任理事廳看守長給四級俸 (千葉) 看守長 今川 頼一
 - 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ナ命ス (山口) 看守長 今川 廣吉
 - 依願免本官 (高知) 看守長 小崎 伊織
 - 奈良監獄詰ナ命ス (市谷監獄技手) 大岡 鐵太郎
 - 高知監獄詰ナ命ス (高知) 看守長 渡邊 播太郎
 - 給七級俸 (奈良) 看守長 尾木 安太郎
 - 依願免本官 (網走) 看守長 矢野 慶太郎
 - 任看守長月俸給二十二圓 (網走) 看守 伊藤 助秀
 - 同上 (網走) 看守 伊藤 義三郎
 - 長野監獄詰ナ命ス (網走) 看守長 物 江 甚八
 - 給五級俸 (網走) 看守長 毛利 藤二
- 依願免本官
 - 長野監獄詰ナ命ス (山口) 看守長 森 永義郎
 - 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ナ命ス (新潟監獄醫) 杉本 真雄
 - 給七級俸 (任看守長給九級俸) (山形) 看守 柏 知一
 - 依願免本官 (浦和監獄詰ナ命ス) (高松) 看守長 中島 直人
 - 給三級俸 (監獄通譯兼司法屬) 岡部 桂二
 - 依願免本官兼策官 (前橋) 教誨師 磐井 宗成
 - 長野監獄詰ナ命ス (札幌) 看守長 川村 慎吾
 - 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ナ命ス (秋田) 看守長 藤本 治國
 - 給七級俸 (秋田) 看守長 藤本 治國
 - 依願免本官 (秋田) 看守 佐藤 信道
 - 給七級俸 (千葉) 看守長 鎌田 庭雲
 - 依願免本官 (長崎) 看守長 羽田 十代吉
 - 給七級俸 (宮崎) 看守長 余語 勝忠
 - 依願免本官 (長崎) 看守長 吉島 土太郎
 - 長崎監獄原分監長ナ命ス (長崎) 看守長 津村 駒治
 - 長崎監獄詰ナ命ス (秋田) 教誨師 神谷 龍海
 - 新海監獄詰ナ命ス (長崎) 看守 里 誠一
 - 任看守長給九級俸

宗教天臺曹洞講師島地大等師序
 日蓮四大學講師西元龍拳師序
 教學參議部出仕羽溪履信師序
 監獄教誨師西元龍拳師序

眞宗百話全

布製本綴體裁優美
 約二百頁全一册
 定價金四拾錢
 郵稅金六錢

新著廣告

平易簡明にして組織的に眞宗の教義を述べたるものを見ず爲に眞宗初門の入道者は亂麻の緒を得ざるが如く茫然自失遂に彌陀の本願悔に入る能はざるなり。是等求道者に對して其不備を補はんが爲め百問の話題によりて本宗の教義を顯はし解説懇篤、文辭平易、勉めて専門語を避け、且名文訓釋を引證して最も説明を正確にす、眞宗の意を探らんを欲するもの、他方の慈光に浴せんと希ふもの、左の項目に現はれたる快文字を見落すことなく、必ず一本を座右に供提し以て眞宗入門の好伴侶とせられよ。

▲第一總説門には佛教の大意及び由来より、各宗の類別異同の義理を詳説し、淺より深に至りて、吾人の知得すべき一斑を説明し

▲第二史傳門には眞宗の相承、宗祖の略傳、十派本山の縁起等より、正依の經論所奉の佛陀を説明して宗義の所存を示し

▲第三教義門(第一眞)には眞俗二諦の總説、彌陀佛の因位と果位の關係より、六字名號の釋義を示して他方信心の根本義を

▲第四教義門(第二俗)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第五教義門(第三眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第六教義門(第四眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第七教義門(第五眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第八教義門(第六眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第九教義門(第七眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第十教義門(第八眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第十一教義門(第九眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲第十二教義門(第十眞)には信因稱報の宗義に基きて、社會道德の實行に及ぼし、儀式作法の要目に至るまで順次問答して疑

▲名文訓釋……………七十五則

發兌元

振替貯金
 森江書店
 東京市本郷區春木町二丁目
 東京八二壹九番

新刊廣告

遠藤總越 加藤桃蹊 共編
 岡吉枝畫伯裝釘並畫

製本完成

芳譚

本書は古今の忠臣義士。孝子。賢人等の奇絶快絶なる、逸話先哲の訓語、詩歌等を輯録せられたるものにして、讀んで無限の興味を感ずると共に、精神修養上多大の益あるへきては敢て喋々を要せざるなり、世間此類の書に乏しく、世の渴望徒らに大なる今日、かゝる好著を薦むるは深く弊院の光榮とする所なり請ふ清讀の勞を與へられんとを

四六版紙數三百頁
 定價金拾錢
 郵稅金六錢

東京市四谷區愛宕町二番地
 東 京 貯 金 振 替 所
 東 京 貯 金 振 替 所
 東 京 貯 金 振 替 所

直忠を存すべし
 根子、武内宿禰に代る
 村上義光父子の忠節……………

面の鏡公……………
 楠正成父子の執別……………
 人の言行は將來にかゝる……………
 正成義直兵庫の會見……………

小宮山内膳の忠烈……………
 大宮内政房の忠義……………
 杉田曾岐の忠節……………
 狐の義理……………

女子の十三箇條……………
 長崎の聖不實露顯……………
 長崎宗信の妻……………
 天野三郎兵衛の義氣……………

(裏面注意)

會費送附方

肩書番地	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町五丁目三十番地	監獄協會理事 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十二年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行人 磯村政富
 編輯人 磯村兌貞
 發行所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地
 監獄協會
 東京市四谷區荒木町二十七番地
 印刷所 東京書院印刷部
 東京市四谷區愛住町二番地
 賣捌所 東京書院

東京市四谷區愛住町二番地 東京書院